

# 第3次地域福祉活動計画見直し計画

実施期間 令和2年度～令和3年度



令和2年3月

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

## 共に支え合う地域を目指して

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会  
会 長 松 浦 躬 行

真庭市社会福祉協議会では、平成 29 年に第 3 次地域福祉活動計画を策定し各種地域福祉活動を行ってまいりました。

今日、少子高齢化、地域や家庭のつながりの希薄化が進むとともに、近年多発する自然災害に備えや社会的孤立、生活困窮などが社会問題として大きく取り上げられるようになりました。

地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、今までの社会福祉の法制度や枠組みでは対応・解決が難しい多くの課題や問題が広がっています。

このため国においては数年前から、多様化、深刻化する家庭や地域の生活課題やニーズに対応するため、地域市民の一人ひとりが自分たち共通の問題としてとらえ、共に支え合う「地域共生社会」を実現し、地域の福祉力を高める取り組みを推進しています。

このような状況の中、本会におきましては基本理念である「すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現」を目指し、現在、真庭市が積極的に取り組んでいる SDG s の提唱に賛同し、真庭市との連携のもと関係者の皆様の力強いご協力とご支援を得ながら、役職員一同、積極果敢に地域福祉事業や介護事業活動を展開してまいります。

見直しにあたりご指導いただきました美作大学小坂田稔特任教授をはじめ多くの皆様方に深甚なる敬意と感謝を表す次第であります。

今後ともより一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

## 目 次

第1章 第3次地域福祉活動計画見直しにあたって	
1. 計画見直しの背景と目的	..... 3
2. 計画の期間	..... 3
第2章 第3次地域福祉活動計画（後期）の推進に向けて	..... 4
基本目標1. 住民参加活動の支援	..... 6
（1）小地域福祉活動の推進	
（2）当事者及び当事者組織の支援	
（3）ボランティア活動の育成支援	
（4）地域包括ケアシステムの構築	
（5）新たな公共活動の開発・推進	
基本目標2. 個別支援活動の推進	..... 9
（1）ニーズの早期発見・早期支援体制の確立	
（2）在宅福祉活動・サービスの推進	
（3）相談支援の実施	
（4）情報提供活動の推進	
基本目標3. 地域福祉推進のための環境整備の推進	.....11
（1）福祉教育の推進	
（2）広報啓発活動の推進	
（3）調査・研究活動の推進	
（4）社会資源の活用・改善・開発	
（5）住民の権利擁護の推進	
（6）社会福祉協議会組織と財政基盤の整備	
（7）評価体制の整備	
用語解説	.....16
年次計画と最終目標	.....20
<b>【資料】</b>	
1. 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会	
（1）設置要綱	
（2）委員名簿	
3. 真庭市社会福祉協議会事務局組織図	

## 第1章 第3次地域福祉活動計画見直しにあたって

### 1. 計画見直しの背景と目的

真庭市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的機関として「すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、第3次地域福祉活動計画（平成29年度～33年度）により地域福祉事業を推進しています。

平成29年4月から本計画を推進する中で、新たな生活課題が見えてきました。

私たちの地域では、少子高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者などの要介護高齢者、さらには、経済的困窮やひきこもり等、支援が必要な人が増加しています。

特に経済的な貧困やひきこもりなど、地域で生活することの困難さがあり、また、孤立や虐待、権利侵害等の生活課題も深刻になっています。

このような今日的な生活課題に対応するため、既存の事業を展開するとともに次のような事業を進めていきます。

#### ◇生活困窮者の支援 ※用語解説 16頁

経済的に困窮している方等に対し、社会福祉協議会としての支援を検討し、関係機関等と連携しながら自立に向けた支援を行います。

#### ◇ひきこもり対策 ※用語解説 16頁

ひきこもりへの理解を深めるため、学びの場を開催します。

地区社協・民生委員児童委員・福祉委員などの福祉関係者や地域住民に呼びかけ、年3回の勉強会を行い地域の理解を進め、実態把握に取組みます。

#### ◇住民の権利擁護体制の推進

「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」に継続して取り組み、判断能力が低下した方の権利が守られ地域で安心して生活できるよう支援を行います。

地域のつながりが希薄になる中、さまざまな地域福祉活動を通じて地域住民や関係団体などが主体となって、新たな地域のつながりをつくっていく『地域共生社会』の実現に向けた活動を進めていきます。

#### ※用語解説 16頁

「人と人とのつながり」を再構築し、誰もが地域で役割を持ち支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送れる社会を目指します。

### 2. 計画の期間

第3次地域福祉活動計画見直し計画の期間は、令和2年度～3年度です。

## 第2章 第3次地域福祉活動計画（後期）の推進に向けて

### 【基本方針】

真庭市の地域福祉推進の中心的機関として「住民参加」「住民主体」の原則に基づき、すべての市民が、住み慣れた場所で、穏やかで、心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

### 【キャッチフレーズ】

①まいにち ②ここにこ ③わになって みんなでつくる福祉のまち

#### 1. 基本理念

「すべての市民が 安心して暮らせる 地域社会の実現をめざします。」

#### 2. 基本目標

基本理念の実現に向けた基本目標と推進目標を次のように設定します。

##### 基本目標1. 住民参加活動の推進

誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会を作っていくためには、公的な福祉サービスの充実は勿論のこと、地域の中で住民同士の「支えあい、助けあい」が不可欠です。

地域住民が主役となって活動に参加し、地域づくりを進める中で「地域の福祉力」を高め、支援を必要とする人も安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築をめざす取り組みをします。

- 推進目標
- (1) 小地域福祉活動の推進
  - (2) 当事者及び当事者組織の支援
  - (3) ボランティア活動の育成支援
  - (4) 地域包括ケアシステムの構築
  - (5) 新たな公共活動の開発・推進

##### 基本目標2. 個別支援活動の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、何らかの支援を必要としている人のニーズに合った活動が求められます。そのため

には、地域で生活する高齢者、障がい者（児）、子育て世帯など多様な当事者を対象とした取り組みの強化と、住民ニーズに合った取り組みを行うよう努めます。また、相談窓口に寄せられたニーズを適切に関係機関へ繋ぎ個別の生活を支える支援が出来るよう取り組みます。

- 推進目標
- (1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立
  - (2) 在宅福祉活動・サービスの推進
  - (3) 相談支援の実施
  - (4) 情報提供活動の推進

### 基本目標3. 地域福祉推進のための環境整備の推進

地域福祉推進のためには、共に地域で暮らす人の障がいや認知症などに対する正しい知識と理解が必要になります。

そのため、地域や学校での福祉について学ぶ機会、啓発に取り組み福祉のこころ醸成に努めます。

また、併せて地域福祉活動の広報啓発も行っていく必要があります。

財源確保は今後もますます厳しくなると予想されるため、社会福祉協議会への支持拡大に努め安定した組織運営に向け、経費節減とともに各種財源の確保と拡充に努めます。

- 推進目標
- (1) 福祉教育の推進
  - (2) 広報啓発活動の推進
  - (3) 調査・研究活動の推進
  - (4) 社会資源の活用・改善・開発
  - (5) 住民の権利擁護の推進
  - (6) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備
  - (7) 評価体制の整備

## 基本目標 1. 住民参加活動の推進

### 推進目標 (1) 小地域福祉活動の推進

推進項目① 地区社協組織の活性化 ※用語解説 16 頁 (活動計画 22 頁掲載)

全地区社協で「地域助けあい事業」に取り組み、地域での見守りの必要性や有料サービスについて説明と協力を求めます。

地域課題の発掘や、福祉課題に対する協議の場となるよう、地区社協座談会を年 1 回以上開催します。

社協だよりやホームページ、M I T等を活用し、地区社協活動の P Rを行います。

地区社協助成金が活動目的に沿った活用がされるよう、助成内容や事業の見直しについて、協議、検討します。

推進項目② ふれあい・いきいきサロンの推進 (活動計画 24 頁掲載)

※用語解説 16 頁

ふれあい・いきいきサロンの推進が、担い手不足により活動ができない地域も出てきているため、担い手育成に加え現行サロンの継続実施のための支援を行います。

また、出前サロンの開催等により新規サロンの設置を、他機関と連携し進めていきます。

社協職員がサロンに積極的に出向き、地域住民のサロン推進への関わりや地域福祉活動への理解を進めます。最終目標として、自治会設置率 80%を目指します。

推進項目③ 福祉委員活動の充実 ※用語解説 16 頁 (活動計画 26 頁掲載)

福祉委員と民生委員児童委員と連携した取り組みができるよう働きかけます。

福祉委員の交代による引継ぎについて、社協だよりやM I T等を活用し広報するとともに、任期 2 年で選出いただくよう依頼していきます。

役割や活動内容についての研修会について、参加しやすい日程で行うとともに障がいや認知症・ひきこもり等地域の状況についての理解を進めていきます。

推進項目④ 見守りネットワークの構築 (活動計画 27 頁掲載)

福祉委員と民生委員児童委員の連携を図るとともに、地域住民とも連携した見守り活動となるよう、地域助けあい事業を全地区社協で継続して進めます。

また、救急医療情報キットの設置推進と情報更新に努めます。

真庭市の行う見守りネットワーク事業「まにわのわ」に継続参加し、企業や事業所等と連携を図ります。

推進項目⑤ 小地域福祉活動を支える人材の育成 (活動計画 28 頁掲載)

各支所地域福祉推進委員会は地域福祉推進の重要機関であり、課題や事業の共

※用語解説 17 頁

有等行い、活動の推進につなげています。

また、代表者会議において市全体の情報共有を行い、地域課題解決に向けた協議や新たな活動の提示を行うとともに、各支所推進委員会へフィードバックを行います。

30代・40代の若い世代にも地域福祉活動への理解と参加を進めていく必要があります。

### 推進目標（2）当事者及び当事者組織の支援

推進項目① 当事者の社会参加支援（活動計画 28 頁掲載）

障がい者団体等さまざまな当事者組織の社会参加を支援するとともに、社会参加のための情報提供や車両貸出等を行います。

また、課題解決に向け関係機関等と協議を行います。

推進項目② 各種当事者組織の活動支援及び組織化（活動計画 29 頁掲載）

真庭市・社会福祉協議会・各福祉団体で支援について協議を行うとともに、継続して支援を行います。

推進項目③ 当事者組織との協働活動の推進（活動計画 30 頁掲載）

真庭地域自立支援協議会への参加とともに、協議会で行う各種事業での情報提供や、社会福祉協議会としての情報も必要に応じ提供していきます。

### 推進目標（3）ボランティア活動の育成支援

推進項目① ボランティア市民活動センター機能の強化（活動計画 30 頁掲載）

地域住民やボランティア団体との信頼関係を築けるよう来所や電話による相談に柔軟に対応します。また、新しい人や若い人のボランティア活動への参加呼びかけが必要であり、活動に対する安全確保のためボランティア保険加入の啓発を行います。

推進項目② 災害ボランティアセンターの設置と運営（活動計画 31 頁掲載）

※用語解説 17 頁

「災害対応マニュアル」の見直しを行うとともに、定期的な災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。また、災害時には市との「災害協定」に基づき、関係機関・団体等と連携し災害ボランティアセンターの運営を行います。

推進項目③ ボランティアの養成・育成 (活動計画 32 頁掲載)

地域福祉活動を行う中で必要なニーズを把握するとともに、見えてきたニーズをもとに各種養成講座を実施し、地域福祉活動に役立てるようボランティアの養成・育成を行います。

推進項目④ ボランティアネットワークの推進・活性化 (活動計画 33 頁掲載)

※用語解説 17 頁

各種ボランティア団体の情報交換や交流など、ニーズ把握のできる仕組みづくりに取り組み、ボランティア活動の活性化につながる働きかけや新たな事業提案が出来るように努めます。

推進目標 (4) 地域包括ケアシステムの構築

推進項目① 地域包括ケアシステムの構築 (活動計画 34 頁掲載)

※用語解説 17 頁

地域包括ケアシステムの構築を進める中心機関である地域包括支援センターと連携・協働し取り組んでいきます。

推進項目② 各関係機関・団体・職種との連携 (ネットワーク) 強化

(活動計画 34 頁掲載)

地域包括支援センターが各圏域で開催する「地域ケア会議」に参加し、社会福祉協議会の立場で発言するとともに、各圏域の関係機関や団体等と地域課題の解決に向け連携し進めます。

推進項目③ 小地域ケア会議の開催 ※用語解説 17 頁 (活動計画 35 頁掲載)

小地域ケア会議は、住民の暮らしに身近な地域において、地域課題の把握や問題解決に向けた協議を行う場として重要な役割を果たすこととなるため、今後も必要性について説明していきます。

推進目標 (5) 新たな公共活動の開発・推進

推進項目① 住民参加による新たな支援活動の開発・推進 (活動計画 36 頁掲載)

地域助けあい事業の推進とともに、各地域で住民参加による居場所づくりや買い物支援等の共助活動を継続支援していきます。

推進項目② NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進

※用語解説 18 頁

(活動計画 37 頁掲載)

商工会と連携した、ふれあい・いきいきサロンでの移動販売を継続実施するとともに、各サロンへ紹介を行います。

また、このほかにもNPOや企業等との協働について検討します。

## 基本目標 2. 個別支援活動の推進

推進目標 (1) ニーズの早期発見・早期支援体制の確立

推進項目① 困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり (活動計画 37 頁掲載)

地域ニーズの早期発見・早期支援につなげていくため、全地区社協で地域助けあい事業を継続して推進し、福祉委員や地区社協活動による見守りの充実を目指します。

併せて救急医療情報キットについても地区社協と連携して進めていきます。

高齢者だけでなく、困りごとを抱えた方の把握について、助けあい会議や座談会を活用し、関係機関等と連携した支援を行います。

推進項目② アウトリーチ (地域踏査・訪問) 活動の推進 (活動計画 38 頁掲載)

※用語解説 18 頁

相談援助技術の向上や、アウトリーチの研修等を行い、関係機関と連携した支援となるよう努めます。個別支援に加え、地域づくりにつながるよう進めていきます。

ニーズを早期に発見するため、アウトリーチ活動に加え民生委員児童委員等との連携や介護事業部所との連携を進めていきます。

推進項目③ 住民座談会の実施 (活動計画 39 頁掲載)

住民による住民のための会議とするため、地域の福祉課題について考えてもらえる場となるよう幅広く参加の呼びかけを行います。また、座談会の内容について見直しを行います。

推進目標 (2) 在宅福祉活動・サービスの推進

推進項目① 高齢者支援の推進 (活動計画 39 頁掲載)

地域で高齢者を支援するため、外出支援やふれあい交流事業等各種地域福祉事業を継続して行っていきます。併せて、認知症の方が地域で生活できるよう取り組みます。

介護サービスでは、サービス提供を行う介護職の確保と人材育成が急務となっています。

また、利用者に満足してもらえるよう、定期的な満足度調査を行い介護技術やサービスの質の向上に取り組みます。

介護サービス全般においては、医療をはじめとした多職種との連携を強化するため、各種研修会及び連絡協議会に参加します。また、外部研修にも積極的に参加します。

推進項目② 障がい者（児）支援の推進（活動計画 41 頁掲載）

障がい者の在宅支援にあたり、地域福祉事業と情報共有や連携を図り、必要なサービスを提供します。

地域での自立した生活や社会参加できるよう、関係機関や専門職等と連携し支援を行います。

障がい福祉サービスについて、住民へ広く周知するとともに適切な利用に繋がります。

また、各種研修を行い、障がいへの理解や介護技術の向上に努めます。

推進項目③ 子育て支援の推進（活動計画 42 頁掲載）

子育て支援団体との情報交換は、関係機関等と連携を図り継続して開催します。

今後も地域で子育て支援の必要性を啓発し、子育て支援ボランティアなどの養成を行い、地域ぐるみで安心して子育てができるよう取り組みます。

要保護児童対策地域協議会では、社会福祉協議会の立場として情報発信していきます。

推進項目④ 全般的支援の推進（活動計画 43 頁掲載）

赤い羽根たすけあい号の計画的な更新により、住民の地域福祉活動を支援します。

また、福祉機器・介護用品は、老朽化した備品のメンテナンスや更新を適宜実施します。

推進目標（3）相談支援の実施

推進項目① 相談窓口機能の充実（活動計画 43 頁掲載）

社協だよりやホームページ、MIT、地区社協座談会等で、相談窓口の広報を行います。

担当職員の専門性の向上に向け、研修会への参加とともに資格の取得を目指し、適切な相談援助に努めます。

相談に来られない方のため、福祉巡回相談を継続実施します。

推進項目② 心配ごと相談所の開設（活動計画 44 頁掲載）

各関係機関等と連携し、広報するとともに身近な相談窓口として開設します。また、地域共生社会を目指し、さまざまな相談に対応できるよう進めていきます。

推進項目③ 生活福祉資金貸付事業の実施（活動計画 45 頁掲載）

貸し付けの対象とならない方に対して、関係機関等と連携をとりながら適切な相談・支援を行います。

貸付調査委員会の設置に向け、協議・検討を行います。

推進項目④ 緊急小口資金の貸付 (活動計画掲載無し 新規事業)

緊急かつ一時的な生活困窮により生計の維持が困難な状況にある世帯に対し、資金の貸付と必要な相談援助を行い、生活の安定を図ります。

生活困窮者自立相談事業や日常生活自立支援事業等と連携・協働し、生活困窮世帯への適切な支援を行います。

推進項目⑤ 日常生活自立支援事業の実施 (活動計画 46 頁掲載)

本事業の利用者増が見込まれることから、生活支援員の確保と各支所担当職員  
の資質向上に努めます。

権利擁護の体制づくりに向け、真庭市と連携します。

推進項目⑥ 福祉サービス苦情解決窓口の設置 (活動計画 47 頁掲載)

適切な苦情解決に努め、第三者委員会を必要に応じ開催します。

推進目標 (4) 情報提供活動の推進

推進項目① 情報提供活動の充実 (活動計画 47 頁掲載)

今後も社協だよりを毎月発行し、社会福祉協議会の行う各種事業や活動について幅広く広報していきます。

また、ホームページやMIITを活用するとともに、ツイッターなどSNSを活

※用語解説 18 頁 ※用語解説 18 頁

用し情報の発信に努めます。

### 基本目標 3. 地域福祉推進のための環境整備の推進

推進目標 (1) 福祉教育の推進

推進項目① 児童・生徒への福祉教育の推進 (活動計画 48 頁掲載)

出前福祉講座の実施に向け、未実施の学校へ働きかけを行います。

また、福祉教育ハンドブック作成について検討します。

推進項目② 地域住民への福祉教育の推進 (活動計画 49 頁掲載)

真庭市社会福祉大会については、今後も福祉意識の向上や社会福祉協議会活動の紹介等を目的に、住民への周知や啓発を行いながら開催します。

また、地域課題の把握や解決に向け、住民による話し合いの場となる座談会の開催を目指します。

推進項目③ 専門職への福祉教育の推進 (活動計画 50 頁掲載)

地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」に参画し、情報共有を図り、専門職や関係機関等へ地域福祉への理解を働きかけます。

推進目標 (2) 広報啓発活動の推進

推進項目① 住民参加による社協だよりづくりの推進 (活動計画 50 頁掲載)

地域住民に関心を持ってもらえる紙面づくりに努めながら、社会福祉協議会の事業や活動を積極的に情報発信していきます。また、特定のテーマによる特集記事として市民へPRできるよう取り組みます。

推進項目② 各広報手段の積極的な活用 (活動計画 51 頁掲載)

社協だよりについては、市民が関心を持ち、読まれるよう工夫します。

また、ホームページやMIITを活用するとともに、ツイッターなどSNSを活用し情報の発信に努めます。

推進項目③ 広報資料等の整備 (活動計画 52 頁掲載)

社協会費や寄付金等をはじめとした自主財源の安定的な確保のため、引き続き財源の使いみちが地域住民に見えるような広報及び資料の作成に努めます。

推進目標 (3) 調査・研究活動の推進

推進項目① 住民ニーズの把握・分析 (活動計画 52 頁掲載)

複雑・多様化した地域の福祉ニーズの把握に向け、住民座談会等で住民アンケートやヒアリング等を行います。また、生活困窮やひきこもり等の把握に向けた取り組みについて協議を行います。

推進項目② 住民参加型福祉サービスの研究 ※用語解説 18 頁(活動計画 53 頁掲載)

各地域で行われている、住民参加による居場所づくりや買い物支援等の共助活動を継続支援するとともに、地域で必要とされているサービスについて研究します。

推進目標 (4) 社会資源の活用・改善・開発

推進項目① 市、関係機関への社会資源整備の提言 (活動計画 54 頁掲載)

※用語解説 18 頁

アウトリーチ活動や座談会等での住民の声、調査活動から見える地域の福祉課題を真庭市や関係機関等につなげ、連携した支援活動となるよう進めていきます。

推進項目② 社会資源把握・整理・活用 (活動計画 55 頁掲載)

それぞれの地域の課題解決に向け、継続して地域の社会資源の活用に取り組めます。

推進目標 (5) 住民の権利擁護の推進

推進項目① 日常生活自立支援事業についての啓発及び利用促進

(活動計画 55 頁掲載)

専門員の資質の向上や、アウトリーチ活動の内容の充実を図るとともに、関係機関等にも引き続き事業の周知を行います。

地域助けあい事業の推進により、地域から情報が提供いただけるよう進めていきます。

推進項目② 成年後見についての啓発及び利用促進 (活動計画 56 頁掲載)

地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の啓発と利用促進を図ります。

※用語解説 18 頁

推進項目③ 法人後見事業の実施 ※用語解説 19 頁 (活動計画 57 頁掲載)

真庭市社会福祉協議会が法人として、成年後見制度における成年後見人、保佐人、補助人になり、判断能力が不十分な方の保護、支援を行います。

また、権利擁護センターの必要性や設置に向け真庭市や関係機関・団体等と協議を行います。

推進項目④ 地域福祉推進における個人情報保護の仕組みづくり

(活動計画 58 頁掲載)

「個人情報保護規程」に基づいた運用を行いながら個人情報の保護に努めるとともに、地域住民に説明し地域で共有できる仕組みづくりを進めていきます。

推進目標 (6) 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備

推進項目① 事務局機能の充実 (活動計画 59 頁掲載)

福祉活動専門員のスキルアップを図り、資格取得や研修等による専門性の向上とともに、真庭市へ専門職の必要性を要望していきます。

推進項目② 理事会・評議員会機能の充実 (活動計画 60 頁掲載)

真庭市社会福祉協議会の根幹に関わる重要な協議を必要とするため、法人の経営者としての理事会で活発な意見交換ができるような会議運営を目指します。

また、議決機関となる評議員会となるよう各種研修を行います。

推進項目③ 会員制度の推進 (活動計画 60 頁掲載)

会員増強に向け、未加入世帯や自治会への声掛け等加入促進を図ります。また、市外や県外で生活している真庭市出身者へ、「ふるさと会員」制度(新規事業)による呼びかけに取組みます。

推進項目④ 経費削減と自主財源の確保 (活動計画 61 頁掲載)

会費増強に向け、未加入世帯や自治会への声掛け等加入促進を図ります。  
寄附金を財源とした事業の見直しを行うとともに、寄附金の活用が見えやすい事業の検討を行う必要があります。

地域福祉活動をおこなう組織として、各種事業の推進を行い、適正な活動助成が行われるよう真庭市と協議を行っていきます。

推進項目⑤ 外部資金の活用 (活動計画 62 頁掲載)

公益財団等の民間団体助成の更なる拡大・申請の継続を行います。

※用語解説 19 頁

推進項目⑥ 職員研修体制の充実 (活動計画 62 頁掲載)

人材育成計画を基礎とした、階層別の研修計画に取組みます。

推進項目⑦ 職員のスキル(専門知識・技術)の向上と意識改革の推進

(活動計画 63 頁掲載)

専門性の向上に向け、福祉職員の育成に努めます。また、組織の一員として事業を推進するため、全体研修会を定期的開催します。

推進項目⑧ 施設の管理運営 (活動計画 64 頁掲載)

落合老人福祉センターについては、落合地区の地域福祉の拠点、介護南事業所として運営していますが、老朽化に伴い将来の管理を見据えて検討を行います。

指定管理施設の運営については、指定管理期間中の見直し等協議を行い運営を進めます。

(施設ごとの予定指定期間)

湯原保健福祉センター 令和 2 年度～令和 6 年度 (5 年間) 第 4 期

中和デイサービスセンター 平成 30 年度～令和 2 年度 (3 年間)

八束老人福祉センター 平成 30 年度～令和 2 年度 (3 年間)

川上保健センター他 平成 30 年度～令和 2 年度 (3 年間)

### 推進目標（7）評価体制の整備

推進項目① 地域福祉活動計画進捗状況の管理と評価 （活動計画 65 頁掲載）

毎年度、事業終了による事業評価を行えるよう進めていきます。

第3次地域福祉活動計画最終年（令和3年）に評価委員会を開催し、その結果をもとに、次期地域福祉活動計画へ反映します。

また、次期地域福祉活動計画策定時期に併せ、行政の策定する「地域福祉計画」の見直しを提案します。

推進項目② 事業の評価 （活動計画 66 頁掲載）

評価シートに基づく評価を行うとともに、各種事業について必要性や成果を確認し、縮小や廃止等について協議を行います。

## 【用語解説】

### 【生活困窮者】

収入や資産が少なく、生活に困っている者。

生活困窮者自立支援法においては、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義している。

### 【ひきこもり】

仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人。また、その状態が6カ月以上続いた場合。国の調査によると、若年層（15歳～39歳）におけるひきこもりは約54万1千人、中高年層（40歳～64歳）におけるひきこもりは約61万3千人となっている。ひきこもりについては、さまざまな要因がある。

### 【地域共生社会】

制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

### 【地区社協】（地区社会福祉協議会）

住民自身が自分たちで生活する地区の困りごと（福祉課題）やニーズを主体的にとらえ、問題の解決に向けて住民一人ひとりが自発的に地域ぐるみで取り組む活動組織。

真庭市社会福祉協議会では、小学校区程度の範囲で設置を推進しており、市内34地区社協が活動している。

### 【ふれあい・いきいきサロン】

一人暮らし高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親・子ども等の孤立感や不安を解消し、豊かに暮らせる福祉コミュニティの創造を目的とした「ふれあいの場づくり」「仲間づくり」のための活動。

### 【福祉委員】

地域の「アンテナ役」として、各自治会に福祉委員1名を委嘱している。福祉委員の最も大切な役割は、地域の身近な「見守り役」として、自治会内の困りごとを早期に発見することで、自治会長や民生委員児童委員と連携をとりながら、地域住民の情報把握に努めている。その他の活動としては、情報伝達・福祉に関する

る情報提供・地域福祉活動への参加協力・会員会費募集・共同募金や歳末募金のとりまとめ等を行っている。

福祉活動の活性化や民生委員児童委員、自治会長との連携強化へ向けて、支所ごとに研修会や座談会を開催している。

#### 【地域福祉推進委員】

地区社協設置や地域の福祉活動の推進役として、9支所（旧町村単位）に委嘱されており、地域内の福祉活動に積極的に関わっている。各支所から地域代表者を1名選出し、代表者会議を開催し、地域の課題についての協議や意見交換を行い、地区社協活動や推進委員活動に努めている。

#### 【災害ボランティアセンター】

一般的には、被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動に関わっている関係団体、行政が協働して担う組織で、被災地外から支援に駆けつける災害ボランティアセンターの運営経験者・団体が加わる場合もある。

主な役割は、被災地でのニーズの把握（家の片づけ、避難所運営の手伝いなど）、ボランティアの受け入れ、人数調整・資機材の貸し出し、活動の実施、報告・振り返りとなる。

#### 【ボランティアネットワーク】

「ボランティアを募集している」団体と「ボランティアをしたい」というボランティア希望者とを結ぶボランティアの情報ネットワーク

#### 【地域包括ケアシステム】

援助を必要としている人のいきいきとした暮らしを実現していくために、必要な人や機関・団体、さらには制度やサービス、そして地域全体を包み込んだケアのシステム。以下の3つのシステムを基本に構成される総合的な仕組み。

- ①ニーズキャッチシステム（援助を必要とする人の生活・福祉課題の早期発見・早期対応のために行われる様々な見守り・ふれあい活動などの仕組み）
- ②支援システム（その課題解決に向けて行われる各種サービスの総合連携・連絡調整の仕組み）
- ③問題解決システム（問題解決に向けた支援方法について協議する仕組み）

#### 【小地域ケア会議】

住民の暮らしに身近な小学校区等の福社区圏域において、住民福祉関係者（民生委員児童委員・福祉委員・地区社協役員等）と保健・医療・福祉などの各種の専門職及び行政福祉担当者等とが同席して、地域課題の把握やその問題解決につ

いての協議を行う、住民主体の福祉のまちづくりに向けた実践会議。

#### 【NPO】

Nonprofit organization の略。営利を目的としないで社会的な使命（ミッション）の実現を優先して活動する民間組織のこと。「民間非営利組織」と呼ばれている。平成 10 年に、自由な社会貢献活動を行う団体に法人格を付与することで活動を支援する特定非営利活動促進法が成立した。

#### 【アウトリーチ】

生活現場や職場、関係している地域の機関などに出向いて潜在的なニーズを把握し、課題解決につなげること。

#### 【ツイッター】

ツイートと呼ばれる 140 文字のメッセージから成り立つ情報ネットワーク。興味のあるテーマに関する最新情報をみんなで共有できるサービス。

#### 【SNS】

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。ソーシャルネットワーキングサービスの略。主なものに、フェイスブックやツイッター、LINE（ライン）、インスタグラムなどがある。

#### 【住民参加型福祉サービス】

住民相互に助け合うシステムで、家事援助や介護、通院の送迎などの必要とする在宅福祉サービスを、有償で同じ地域に住む住民が提供するもの。

#### 【社会資源】

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

#### 【成年後見制度】

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人（保佐人・補助人）が代理して行う制度。

### 【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人（保佐人・補助人）となり、親族や個人の後見人（保佐人・補助人）と同様に、判断能力が不十分な人の保護や支援を行うこと。

### 【公益財団】

一般財団法人のうちで、公益法人認定法にもとづき行政庁から公益性を認められた財団法人を公益財団法人という。

公益を目的とした事業は非課税になるなど税制上の優遇措置をうけることが可能になる。公益目的の事業として認められているのは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であつて不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と規定されている。

年次計画と最終目標

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
1	① 小地域福祉活動の推進															
1	1-(1)-①	地区社協活動の充実・活性化		活動の充実を図るべき課題を見つけるための指標について、職員の理解にばらつきがあります。職員が積極的に地域に出向き、活動支援や事業提案などの関わりをもつ必要があります。	地区社協活動指標の見直しを行い、地区社協活動の底上げのために活用します。	○	○	34の地区社協が、地域福祉活動に取り組んでいます。地区社協によっては、指標項目で「学び」が低い事が分かりました。現在の指標は社協職員間での使用を目的としたものであるため、地区社協と共有できていません。職員からの指標に基づいた活動の提案が不十分な状況です。	地区社協と共有できる指標を作成し、お互いに関わり情報を共有していくようにしていきます。地区社協内で困った事など関わり連携を図っていきます。	○見直し		○	○			
1	1-(1)-①	地域助けあい事業の実施		平成27年度の事業開始から地区社協の見守り活動が活発化しはじめたが、事業の充実に向けて職員の関わりが必要です。	全地区社協で地域助けあい事業を実施します。	○	○	H29年度 62回開催 H30年度 64回開催 全地区社協(34ヶ所)で、年2回助けあい会議を実施。地域の情報共有し、見守りが必要な世帯の把握が出来、見守りの定着のきっかけとなりました。有料サービスは現在3人が利用され、4人の協力会員が活動しています。地域助けあい事業の有料サービス利用につながっていない現状です。	有料サービスについて説明と協議を行います。地域助けあい事業を推進していく為、アンケート、開取りをしていき、ニーズ把握につとめます。	○		○	○			
1	1-(1)-①	(1)地区社協組織の活性化	地区社協助成金交付	会員会費の約6割を上限として助成していますが、助成内容について検討する必要があります。	会員会費の約6割を上限として助成します。地区社協活動の目的に沿った使途となるよう活動助成の内容について検討を行います。	○	○	H29年度 34地区 7,804,782円 H30年度 33地区 7,702,383円 34地区社協のうち、会員会費の6割以上を助成金として配分している地区があります。今後助成金の配分方法等の見直しの必要があります。ほぼ目的に沿った使途となっていますが、新規取り組みにも目を向ける必要があります。	助成率や配分方法を検討していきます。	○検討		○	○	全地区社協で地域助けあい事業を実施し見守り活動を推進します。		
1	1-(1)-①	地区社協座談会の開催		地域課題を発掘する必要があります。地区社協内の連携強化が求められています。座談会の内容の充実が必要です。	全地区社協で年1回以上開催します。座談会の内容の充実を図り、地域課題の発掘や福祉課題に対する取組を協議、検討します。	○	○	H29年度実績 市内で57回開催 H30年度実績 市内で58回開催 総会や助けあい会議に合わせ開催していますが、参加者が少ない地区もあります。座談会を通して地域の福祉課題を把握することが必要。情報の共有は出来ていますが、課題の協議や取り組みまでは行えていません。座談会の進行方法について検討が必要です。	地域の福祉課題について考えてもらえる機会となるよう内容の検討が必要であり、課題解決に向けテーマを決め協議できるように進めていきます。	○		○	○			
1	1-(1)-①	地区社協の普及啓発活動の実施		地区社協活動の広報・啓発・周知が必要とされています。	社協だより、ホームページ、MIT、回覧板等を活用し社協活動のPRを行います。その他、民生委員会や福祉委員研修会、座談会、ふれあいサロン等でも活動のPRを行います。	○	○	地区社協だよりを年1~2回発行している地区や、回覧板、告知放送を活用し、広報PRをしている地区もあります。行事案内にとどまり、地区社協活動本来の目的を伝える啓発が不足しています。	地区社協活動の様子などわかりやすい広報PRをしていきます。	○		○	○			
1	1-(1)-②	ふれあいいきいきサロンの設置推進		独居高齢者・高齢者世帯が増加しています。活動の担い手の発掘が求められています。未設置地区があります。休止サロンが増えています。	未設置自治会へサロン設置の推進をします。休止サロンで自主的集いを行っている地区へも関わりを持つようにします。	○	○	H29年度 194サロン(前年比△2) H30年度 186サロン(前年比△8) 新規サロン設置推進 H29-8か所、H30-5か所 サロン設置率48%で、自治会設置率80%を目標にしていたが、未達成でした。新規サロンが設置されていますが、一方で休止のサロンもあります。	生活支援コーディネーターや真庭市と連携し、開催場所の確保など情報把握に努めます。休止サロン等現状把握し声掛けをしていきます。	○		○	○			
1	1-(1)-②	(2)ふれあいいきいきサロンの推進	ふれあいいきいきサロンの助成金の交付	サロン活動を支援するために活動助成金の交付が必要です。併せて助成額や助成方法について見直しが必要です。	ふれあいいきいきサロン助成金交付要綱により助成金を交付します。助成額や助成方法の見直しについて協議・検討します。	○	○	要綱に従って助成金交付しています。 H29年度 194サロン 4,441,350円 H30年度 186サロン 4,156,167円	助成金の財源に関し検討していきます。共同募金、寄付金、まちづくり福祉活動助成金などが財源となります。	○		○	○	ふれあいサロンの自治会設置率80%を目指します。		
1	1-(1)-②	出前サロンの開催		サロンを始めるきっかけづくりが必要です。出前サロンの情報を広く地域に伝え活用の促進を図る必要があります。	新規サロンの立上げ支援として出前サロンを推進します。あらゆる場面で広く地域の方に前出サロンの取組を広報していきます。	○	○	出前サロン H29年度3回⇒2ヶ所設置 H30年度5回⇒3ヶ所設置 新規サロン設置に向け、出前サロン開催していますが、開催数が少ない状況です。出前サロンからサロン設置につながるよう広報が必要となります。	ホームページ・ツイッター・会議等でPRしていきます。専門員が地域に出向き、サロンの必要性の説明や立ち上げ支援を行います。	○		○	○			
1	1-(1)-②	ふれあいいきいきサロンの担い手研修と活動の活性化		社協からの情報提供やサロン同士の交流の場が求められています。参加者にとって魅力ある研修会の開催が必要です。	サロンの集いや研修会をブロック(4地区)で開催します。社協からさまざまな情報を提供し、サロンの継続実施や課題解決に向けた取り組みとなるよう進めていきます。	○	○	年1回サロンの集いを4ブロックで開催しています。H29年度・H30年度は、年1回開催しました。同じエリアでの開催となるため他の地域との顔合わせも必要です。	サロンの集いを継続します。参加者固定やマンネリ化防止のため、手法を検討していきます。	○		○	○			

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
1	1-(1)-②	サロンを活用した移動販売利用事業		商工会と連携したサロンの移動販売を行っています。事業の周知ができていません。	サロンの集いや個別的に事業周知に努め、希望するサロンに対して対応できるように進めていきます。	○	○	商工会と連携し事業周知していますが、利用件数が伸びていません。	各サロンへ情報を伝えていきます。座談会や助けあい会議などで周知を図ります。	○	■拡大 □現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(1)-②	ふれあいいきいきサロンの普及啓発	(2)ふれあいいきいきサロンの推進	サロン活動の広報や啓発による理解促進が必要です。男性参加者に対するサロン活動の周知不足があります。	社協だより、ホームページ、MIT、回覧板等によるサロン活動のPRを行います。サロン活動紹介冊子や事例集の作成について検討を行います。アウトリーチ活動などの場面を活用し、男性参加者に対し積極的にサロンへの誘いやサロン周知に努めます。	○	○ 検討	具体的な取り組みや、活動等広報が必要です。アウトリーチの際に、近隣のサロンの紹介を行っています。レクリエーション貸出し一覧作成しました。	社協だよりやホームページ等活用し広報していきます。サロンに情報提供し声掛けをします。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ふれあいサロンの自治会設置率80%を目指します。		
1	1-(1)-③	設置(委嘱)		1年交代の地区では地域実態把握が困難であり役割等、理解不足となり福祉委員活動が主体的になりにくい現状があります。	福祉委員の選任方法、任期等について検討をします。	○ 検討	○	H29年度 858名 設置率96% ⇒1年任期53.1% H30年度 873名 設置率98% ⇒1年任期48.2% 高齢化・自治会内人口減により委員選出が困難な地域が増えており、自治会長兼務の福祉委員もいます。集合住宅・別荘地などからの選出が難しい現状となっています。	福祉委員の見守り活動の定着を進めるため、任期を2年として地域へ依頼していきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(1)-③	福祉委員研修会開催	(3)福祉委員活動の充実	日頃の活動につながるよう、福祉委員の役割理解を深める必要があります。研修会への福祉委員の参加が少ない現状があります。	4月中に各支所で福祉委員研修会を開催し、具体的な役割提示と徹底を行います。参加率向上に向け、研修会の開催時間や回数を工夫します。	○	○	H29年度 18回開催(DVD活用) H30年度 17回開催(DVD活用)4月中研修会を開催しましたが、参加比率が低い状況です。夜の部・昼の部など参加しやすい工夫しています。また、DVDを活用し役割や活動内容をわかりやすく伝えています。	福祉委員が参加しやすいよう、研修会の開催を、昼の部・夜の部、だけでなく土・日など開催し、障がいや認知症、ひきこもりなど地域の理解を進めていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	地域助けあい事業を中心に福祉委員活動の充実を図ります。福祉委員の選任方法や任期について再検討をします。		
	1-(1)-③	福祉委員活動の活性化		身近な見守り役として地域助けあい事業に関わりを持っていただきます。地区社協の見守り活動に積極的に関わり、年2回の助けあい会議に参加していただきます。		○	○	福祉委員活動の活性化について、H29年度に協議・検討を行いました。全地区の助けあい会議に福祉委員は参加いただけており、民生委員等との地域情報の共有や見守り役として活動しています。	次期委員への引継ぎが、不十分なため、回覧板や引継ぎが出来るよう働きかけます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(1)-③	福祉委員の普及啓発		福祉委員のみならず、地域に福祉委員の役割や存在が浸透していない現状があります。	社協だより、ホームページ、MIT、回覧板等による福祉委員活動のPRを行います。福祉座談会やふれあいサロン等あらゆる場面で、福祉委員のPRに努めます。	○	○	福祉委員研修会の報告や地区社協の行事の案内等の周知に回覧板の活用呼びかけをしました。福祉委員名と役割を記載したチラシを自治会内で回覧依頼しています。社協だよりやMIT、座談会などを活用し広報を行っています。	自治会内で回覧を依頼し、福祉委員の広報を行います。今後も社協だよりやMIT、座談会などを積極的に活用し、普及啓発を行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(1)-④	地区社協での見守り活動の充実		世帯状況の変化により自助力では問題解決できない世帯が増加しています。介護などの支援を受けながら在宅生活をしている方が増加しています。困りごとを自分から声にして伝える事が出来ない方もあるため、定期的な声掛けによる見守り活動から地域のニーズを引き出す必要があります。	地域助けあい事業の推進をします。助けあい会議を全地区社協で年2回開催し、地域状況の把握と見守りを進めます。	○	○	・助けあい会議及び延べ見守り数 H29年度 62回開催 延べ6,395名 H30年度 64回開催 延べ6,794名 全地区社協で助けあい会議は概ね年2回開催できました。 見守り状況はそれぞれの地区ごとに相違はありますが、見守りは継続できている状況です。	地域助けあい事業を推進し、全地区社協で年2回助けあい会議の開催を行い、高齢者だけでなく、障がいを持った方やひきこもりの方などの情報提供を依頼し地域での見守りに繋げていきます。住民と社協とが一体となり情報共有し活動していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(1)-④	地区社協での見守り活動の充実	(4)見守りネットワークの構築	救急医療情報キットの設置推進と、キット設置者の情報更新の確認を通じた見守り活動の充実を図ります。		○	○	救急医療情報キットの取り組みは、全地域で推進していますが、毎年更新ができていない地域、定期的に更新している等地域でばらつきがあります。地元消防団等との連携も取っていく必要があります。	救急医療情報キットの推進については、見守り活動の一環として各地区社協や関係機関と連携し、年1回の更新を行い、声かけや見守りにつなげます。地元消防団とも連携を図っていきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	地域助けあい事業を中心に、福祉委員と民生委員との見守り体制の強化を目指します。		
1	1-(1)-④	福祉委員・民生委員の連携(連絡会議)		福祉委員と民生委員との連携強化が求められています。	福祉委員と民生委員の連携を図るため、助けあい会議や地区社協座談会等を開催します。	○	○	助けあい会議で民生委員のエリアごとに、分かれて地域情報の共有、見守り連携などについて話し合いを行っています。	今後も助けあい会議を年2回開催し、福祉委員と民生委員との連携を深めます。地域の課題を抱え込まず、他機関とも連携をとり事例等を用い考えていく機会を設けていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(1)-④	見守りの連携強化		企業や事業所等との見守り活動の連携が行えていない現状があります。	真庭市地域包括支援センターで取組む地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」と連携を図っていきます。	○	○	「まにわのわ」協力事業所として登録を行っており情報共有していますが、具体的な活動や連携までは出来ていません。	「まにわのわ」への登録とともに、継続して連携を図っていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(1)-⑤	地域福祉推進委員会の開催		地域福祉推進委員との連携や協力体制に課題のある支所があります。	支所の地域福祉の充実を図るために年3回以上地域福祉推進委員会議を開催します。	○	○	H29年度 計25回開催 委員計89名 H30年度 計29回開催 委員計91名 推進委員会を開催し支所事業等への理解、協力をお願いしています。	代表者会での内容を地域の推進委員会で周知し小地域福祉活動を進めていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	地域福祉推進委員会を年3回以上開催し、小地域福祉活動の充実を図ります。		
1	1-(1)-⑤	地域福祉推進委員代表者会議の開催	(5)小地域福祉活動を支える人材の育成	小地域福祉活動の充実に向け今後も定期的に開催する必要があります。	各支所の情報交換や市内の小地域福祉活動の充実に向けて協議を行う代表者会議を年3回程度開催します。特に福祉委員の選任方法や任期等について職員レベルの見直し検討案について協議を行います。	○	○ 提案	H30年度 2回開催 地域助けあい事業の推進、各地域での活動報告等意見交換、社協会費の増強の取り組み等を検討しました。福祉委員の選任方法や任期等について協議しました。	代表者会での内容を地域の推進委員会で周知し小地域福祉活動を進めていきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	代表者会議を年3回程度開催し、小地域福祉活動の充実と地域の活性化につながるよう取り組みます。		

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
1	1-(1)-⑤	5)小地域福祉活動を支える人材の育成		担い手研修会の開催	小地域福祉活動を支える人材の育成研修として今後も必要です。地域助けあい事業の協力会員の研修の場ともする。	毎年開催します。北部会場、南部会場を交互にして開催します。	○	○	H29年度 北部(湯原)地区で開催講演・地域活動の実践 45名参加 H30年度 南部(落合)地区で開催講演・グループワーク 61名参加 小地域活動の実践発表をしています。参加しやすい開催時期・会場の検討が必要です。	若い世代の研修会参加を呼び掛ける方法を検討し開催時期や、会場等検討します。	○	○	○	地域福祉活動の充実に向け、今後も担い手の育成を推進します。		
1		② 当事者及び当事者組織の支援														
1	1-(2)-①	(1)当事者の社会参加支援		当事者の社会参加支援の強化	障害者の交流できる場、外出する機会が必要とされています。社会参加をするための情報の取得や移動手段が確保しにくい現状があります。	当事者の社会参加を促すために、貸出車両やまにわ君の運行、開催行事等の分かりやすい情報提供をします。	○	○	当事者の社会参加支援についてチラシや、ポスターなどの掲示の協力をしています。	真庭市や関係機関と連携し、わかりやすい情報提供に努めます。	○	○	○	真庭市や関係機関等と協力し、当事者の社会参加を進めます。		
1	1-(2)-②	(2)各種当事者組織の活動支援および組織化		各種当事者団体の自主運営に向けた活動支援	会員減少や事務負担から団体を退会する支部があるため、継続した活動ができる体制づくりをおこないスムーズに自主運営できるよう会員に対する理解を進める必要があります。	各種当事者団体の自主運営に向けて活動を支援します。当事者団体の自主運営について平成30年度からの実施に向けた協議を真庭市・当事者団体・社協の三者でおこないます。当事者の声を拾い上げ必要に応じた支援が出来るよう検討します。	○	○	真庭市・社協・福祉団体で自主運営に関する協議を行い、社協に事務委託するとともに各団体として自主運営に向け努めることとなりましたが、平成29年度・30年度は、社協で事務運営を行っています。各団体の支援活動について、出来ることは団体で取り組み、継続して支援しています。	真庭市、社協、各団体で継続協議し、継続して支援していきます。	○	○	真庭市、社協、各団体で継続協議を行います。			
1	1-(2)-②			当事者の連携強化に向けての検討	当事者の情報共有の場が求められています。	当事者の連携を強化するために、情報交換の場の開催に向けて検討します。	○	○	情報交換の場の開催が出来ていない状況です。	開催に向けて検討します。	○	○	○	当事者の情報交換の場の開催に向けて検討します。		
1	1-(2)-③	(3)当事者組織との協働活動の推進		就労支援事業所・作業所への情報提供	作業所同士のネットワークや情報交換の場、地域団体とのつながりが求められています。	就労支援事業所・作業所へ必要な情報を提供します。	○	○	自立支援協議会へ参加し情報交換や事業協力を行いました。今後も継続して助成金情報等の情報提供をしていく必要があります。	自立支援協議会の行う各種事業や社協の情報提供を行います。	○	○	○	就労支援事業所や作業所等へ必要な情報を提供します。		
1		③ ボランティア活動の育成支援														
1	1-(3)-①			ボランティアコーディネート	高齢化などで、活動継続が難しくなる団体もあります。活動継続への支援や新たなボランティアの獲得も必要です。	市内外のボランティア団体、NPO等関係機関に広く情報を周知し、情報提供を行います。社協のボランティアセンターだけでなく他団体とも連携し、登録やコーディネートをやっていく必要があります。	○	○	H29年度相談件数 211件 H30年度相談件数 202件 ボランティア登録者数 H29年度 1,117名 H30年度 1,075名 ボランティア連絡協議会の加入団体へ年間通じ、情報提供を呼びかけています。高齢化などで活動継続が難しくなる団体があります。活動継続の支援や新たなボランティアの獲得が必要となります。	年1回のボランティア活動冊子を有効に活用し広く広報します。ニーズに基づいたコーディネートをやっていきます。	○	○	○	真庭市内外の関係機関・団体等と連携を図り進めます。ニーズ把握から必要なボランティアの確保に努めます。		
1	1-(3)-①	(1)ボランティア市民活動センター機能の強化		ボランティアの安全確保	安心して活動できる環境の整備が必要です。ボランティア保険及び社協による一部助成の周知が必要です。	ボランティア保険の加入手続きと掛け金の一部助成を行います。未加入団体へボランティア保険制度の周知や広報を行います。	○	○	社協事業に協力を頂けるボランティア団体、個人には保険加入時に一部助成を行い、活動の負担軽減に努めています。社協だよりやチラシ等で保険制度の広報を行っています。	各種ボランティア団体にボランティア保険制度の周知を引き続き行います。	○	○	○	活動の安全を確保するため、ボランティア保険の加入手続きや掛け金の一部助成を行います。		
1	1-(3)-①			市内ボランティア活動及び市民活動への助成(活動支援)	活動資金の支援が求められています。助成団体が固定化しています。	地域福祉活動団体助成による支援を行います。民間助成制度について把握し、周知を行います。	○	○	善意銀行財源に地域福祉活動団体助成支援を行っています。民間の助成金情報についても周知をしています。	ボランティア団体が事業実施出来るよう地域福祉活動団体助成による支援や民間の助成制度の周知に継続して取り組んでいきます。	○	○	○	活動が継続できるよう支援をしていきます。		
1	1-(3)-①			ボランティア活動の広報啓発	ボランティア活動の広報・啓発・周知が必要とされています。	ボランティアまにわが休刊したため、社協だより、ホームページ、MIT、新聞等によるボランティア活動のPRを行います。広報ボランティアの募集等について検討を行います。	○	○	広報啓発は行っていますが、広報活動が不足しており、社協だより等活用し広報していく必要があります。	継続して社協だよりやホームページ・MIT、ツイッター等を活用し、ボランティア活動の広報を行います。	○	○	○	今後も継続して広報啓発に努めます。		
1	1-(3)-②	(2)災害ボランティアセンターの設置と運営	新	災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施によるマニュアルの更新	災害時、災害ボランティアセンターのスムーズな設置・運営が必要になっています。	各関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施し、職員間の共有や災害対応マニュアルの更新を行います。	○	○	H29年度 12月3日開催 41名 令和元年度 9月21日開催 46名 関係機関と連携を取り、隔年で災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施しています。現状に沿ったマニュアルの見直しを行う必要があります。	災害に備え今後も定期的(隔年)に設置運営訓練を行います。災害マニュアルを現状に応じて更新していきます。	○	○	○	市との協定により、定期的に災害ボランティアセンター設置運営訓練を行います。		
1	1-(3)-②			市との協定による災害支援		市と協定を締結し、災害時に連携して支援を行います。	○	○	市との協定は平成29年1月に締結しており、担当である危機管理課と連携し、情報共有を図っています。	平常時から真庭市関係部署と連携をとり災害時に備えます。	○	○	○			

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
1	1-(3)-③	(3)ボランティアの養成・育成		ボランティア活動きっかけづくり(養成講座開催、夏のボランティア体験事業)	地域ニーズに基づく新たな講座を実施し、新たなボランティアの確保を行います。	○	○	H29年度災害ボラ養成講座(全2回) H30年度 子育て養成講座(全3回) 夏のボランティア体験参加者 H29年度257名 H30年度248名 ボランティア活動のきっかけづくりに夏のボランティア体験事業に取組みました。隔年で子育て養成講座、災害ボランティア養成講座を開催しています。新たなボランティアの確保につながっていません。	広報継続し、ボランティア活動のきっかけ作りである夏のボランティア活動を継続して行っていきます。 ボランティア活動について、内容や新たな養成講座の検討を行い、若い世代の登録も呼びかけます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	地域ニーズを把握し、必要な養成を講座していきます。		
1	1-(3)-③	交流会・研修会の開催		交流会・研修会の開催	交流会・研修会を通してボランティアの質の向上及び情報交換の場が必要とされています。	○	○	市ボランティア連協と共催で交流会と研修会を開催しています。	交流会・研修会を継続開催していきいます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ボランティア同士が情報交換できるよう交流会を開催します。		
1	1-(3)-④	(4)ボランティアネットワークの推進・活性化		ボランティアの交流促進及び活動の活性化支援	活動団体の交流・情報交換の場が必要とされていますが、市ボランティア連絡協議会の登録団体は減少傾向にあります。	○	○	H29年度 登録団体 58団体 H30年度 登録団体 57団体 真庭市ボランティア連絡協議会ではボランティア活動の活性化や交流を目的に活動していますが、加入団体が減少傾向であり、活動のPRを図り加入推進していく必要があります。ふれあいサロンの申請案内時に市ボランティア連絡協議会の加入申込み書を同封しPRLしています。	市ボランティア連絡協議会内で研修会や交流会に取り組んでいます。アンケートなどを基に協議し、必要とされている内容の実施に努めます。ふれあいサロン等へ連協加入の周知を継続して行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ボランティア活動の活性化を目指し支援を行います。		
1	1-(3)-④	真庭市交流定住センターとの連携	新	H28年度より、真庭市市民活動プラザから、真庭市交流定住センターへ移行しました。	真庭市交流定住センターの行う、各種地域づくりについて福祉の観点から必要に応じて連携を行います。	○	○	センターの主な事業は、移住定住相談や地域おこし協力隊活動であり、現在連携は取れていません	必要に応じた連携を取っていきます。	○	□拡大 □現状継続 □改善継続 ■縮小・廃止	○	○			
1		④地域包括ケアシステムの構築														
1	1-(4)-①	(1)地域包括ケアシステムの構築		地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センター運営協議会へ参加します。	○	○	地域包括支援センター運営協議会へ社協として参加しています。	今後も継続参加します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1	1-(4)-②	(2)各関係機関・団体・職種との連携(ネットワーク)強化		医療・福祉・関係機関のネットワークづくり	生活圏域ごとに地域課題の解決に向けた会議となるよう行政や関係機関と協議が必要です。	○	○	各生活圏域の地域ケア会議に出席し、情報提供や連携した支援を行いました。地域助けあい事業の推進やアウトリーチ活動等において、地域包括支援センターや専門職等と連携を図り、困りごとを抱えている方等の情報把握や個別支援につなげています。	各関係機関とのネットワークづくりを推進し支援に繋ぐよう連携を図ります。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと連携します。		
1	1-(4)-②	生活支援体制整備事業の検討	新	地域で生活している要介護高齢者への見守りが必要とされています。また、見守りとともに関係機関等と連携した支援が求められています。	地域包括支援センターが行っている「生活支援体制整備事業」受託について、検討を行います。(受託内容)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置と生活支援協議体の運営	検討	検討	地域包括支援センターが行っている「生活支援体制整備事業」受託については協議の後、真庭市直営で行うこととなりました。必要に応じた地域連携を図っていきます。	社協独自の有料サービスである地域助けあい事業が受け皿としてあり、今後も関係機関等と連携を図っていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止					
1	1-(4)-③	(3)小地域ケア会議開催に向けた提言		小地域ケア会議開催に向けた提言	地域で解決できない問題については、地域と各種専門職が一体となって、問題解決に向けた支援方法を協議する仕組みづくりが必要となります。	協議	○	社協として、「小地域ケア会議」が必要と考えており、真庭市としては地域包括ケアシステムに「小地域ケア会議」を位置づけておらず、開催にいたっていません。	「小地域ケア会議」の必要性について協議していきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
1		⑤新たな公共活動の推進														
1	1-(5)-①	(1)住民参加による新たな支援活動の開発・推進		住民参加型福祉サービスの研究	地域課題解決を図るために、地域住民、NPOや企業の協働による新たな支援活動が求められています。	○	○	地域助けあい事業の推進により、地域の福祉課題の発見解決に向けた協働活動を行います。	住民参加による各種地域福祉活動は、共助活動の視点から今後も各地域で取り組んでいきます。真庭市、生活支援コーディネーターとも連携を図り個々のテーマに沿って共に支援できる関係を築いていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	地域助けあい事業を推進するとともに、住民参加・住民主体の活動を支援します。		
1	1-(5)-②	(2)NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進		NPO・企業等との協働による新たな支援活動の開発・推進	商工会と連携したサロンの移動販売を実施継続します。真庭市が行う見守りネットワーク事業に参加します。	○	○	商工会と連携したサロンの移動販売は、現在ニーズがなく実施できていません。真庭市が行う見守りネットワーク事業(まにわのわ)に登録しています。	地域の中で「移動」や「買い物」で困っている方への支援について検討していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	商工会をはじめNPOや企業等と連携し、新たな活動を開発します。		

基本 目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	①	ニーズの早期発見・早期支援体制の確立														
2	2-(1)-①			地区社協での見守り活動の充実	助けあい事業による助けあい会議(年2回)が市内全域で実施できていません。 救急医療情報キットの推進、更新の声かけを毎年行い、見守りを行います。 助けあい会議を年2回行い、見守りが必要な世帯を把握し、訪問活動へつなげます。	○	○	救急医療情報キットの取り組みは、全域で推進していますが、毎年更新ができていない地域、定期的に更新している等地域ではばらつきがあります。 地元消防団等との連携も取っていく必要があります。	救急医療情報キットの推進については、見守り活動の一環として各地区社協や関係機関と連携し、年1回の更新を行い、声かけや見守りにつなげます。 地元消防団とも連携を図っていきます。	○		○	○	市内全域で助けあい会議を実施し、見守りが必要な世帯を把握し、見守り活動の充実を図ります。	再掲	1-(1)-④
2	2-(1)-①	(1)困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくり		見守り連携強化	地域、関係機関と一緒に、見守りが必要な世帯へ連携して支援を行っていく必要があります。	○	○	助けあい会議を通じて、地域の方と見守りが必要な方への情報共有を含め関わりシートへの記入を進めています。 困りごとを抱えた世帯の把握とともに情報提供してもらえるような関係づくりが必要です。 アウトリーチ活動を通じて、支援が必要な方に市等と連携し、必要な支援へ結び付けています。	福祉委員研修会や助けあい会議等を通して福祉委員の役割を理解してもらうとともに、地域から情報がもらえるよう信頼関係をつくります。 高齢者だけでなく、子育て中で悩みを抱えている世帯やひきこもり等の把握にもつながるよう、助けあい会議や座談会を活用していきます。	○		○	○	地域、関係機関と連携した見守りができるように進めます。		
2	2-(1)-①			医療・福祉・関係機関のネットワークづくり	生活圏域ごとに地域課題の解決に向けた会議となるよう行政や関係機関と協議が必要です。	○	○	各生活圏域の地域ケア会議に出席し、情報提供や連携した支援を行いました。 地域助けあい事業の推進やアウトリーチ活動等において、地域包括支援センターや専門職等と連携を図り、困りごとを抱えている方等の情報把握や個別支援につなげています。	各関係機関とのネットワークづくりを推進し支援に繋ぐよう連携を図ります。	○		○	○	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターと連携します。	再掲	1-(4)-②
2	2-(1)-②	(2)アウトリーチ(地域踏査・訪問)活動の推進		専門職による訪問活動の推進	見守りが必要な世帯の把握が十分ではありません。また、訪問活動から、必要な支援への結びつけが充実できていません。	○	○	助けあい会議で把握した情報を基に、困りごとを抱えた世帯にアウトリーチを行い、関係づくりを進めながら支援を行っています。必要なサービスに繋げる必要があるが、地域により使えるサービスが限られています。アウトリーチ活動については、質・量とも十分でない場合があり、見守りが必要な世帯の情報把握や適切な支援に結びついていない場合もあります。地域からの情報により訪問活動で情報の把握や必要な支援を行っていますが、アウトリーチにかけられる時間が限られる支所もあります。 ・真庭市全体で見守りが必要な世帯 黄色-933世帯 赤色-79世帯 橙色-49世帯	アウトリーチ活動で把握した困りごとを、市や関係機関・介護部門等と連携を取りながら支援につなげ、継続した活動を行っていきます。 相談援助技術の向上や、関係機関と連携した支援となるよう努め、資質向上に向けた研修を計画していきます。	○		○	○	把握した要援護世帯への訪問活動に努め、関係機関と連携し必要な支援を行います。		
2	2-(1)-③	(3)住民座談会の実施		住民座談会の開催	地域課題を発掘する必要があります。地区社協内の連携強化が求められています。	○	○	H29年度実績 市内で57回開催 H30年度実績 市内で58回開催 総会や助けあい会議に合わせ開催していますが、参加者が少ない地区もあります。 座談会を通して地域の福祉課題を把握することが必要。情報の共有は出来ていますが、課題の協議や取り組みまでは行えていません。 座談会の進行方法について検討が必要です。	地域の福祉課題について考えてもらえる機会となるよう内容の検討が必要であり、課題解決に向けテーマを決め協議できるよう進めていきます。	○		○	○	全地区社協で住民座談会を年1回以上開催します。	再掲	1-(1)-①

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	② 在宅福祉サービスの推進															
2	2-(2)-①	介護保険・介護予防事業 居宅介護支援事業		独居・高齢者世帯・困難事例にも対応できるように、相談援助業務の質の向上が求められます。	利用者・家族の生活の意向に沿って在宅生活を送ることができるようサービス事業所との調整・連携をとり支援します。 困難事例では、他機関との連携・連絡を密にして支援します。	○	○	今年度利用者の満足度調査を実施しています。独居・高齢者世帯・困難事例など各サービス事業者や関係機関と連携を図りながら意向に沿った生活が送れるよう支援を行っています。また様々なケースに対応できるように研修等にも参加し職員相互のスキルアップを図っています。 H28年度実績 2,346件 H29年度実績 2,149件 H30年度実績 2,131件	研修に参加するとともに、各サービス事業所や関係機関だけでなく、地域との関わりや繋がりも大切にしながら引き続き支援を行い相談援助の質の向上に努めていきます。 また変化があるときには、迅速にサービス調整を行い事業推進していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-①	介護保険・介護予防事業 訪問介護事業		在宅重度者であれば、身体介護の複数訪問であるが、施設への入所移行も早い。 生活援助サービス(調理・掃除・洗濯等)が7割を占める。ニーズに合わせたサービスの質が求められています。	自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護と調理・洗濯・掃除等の日常生活上の支援を提供します。	○	○	アンケートの結果から「生活がしやすくなった」「ヘルパーに来てもらいたい」と満足度がほぼ100%でありましたが、職員個々のレベルには差があります。昨年は市内の2事業者が事業廃止したため、利用者の希望に充分添えないことがあります。介護職員の増員が必要です。 H28実績 延べ21,733回 19,246時間 H29実績 延べ22,457回 19,268時間 H30実績 延べ23,448回 20,703時間	介護技術や資質向上に向け研修等を行うとともに、外部研修へも積極的に参加します。介護職員の増員と人材育成に取り組めます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-①	介護保険・介護予防事業 訪問入浴介護事業		市内、唯一の事業所として、利用者の在宅生活を支えること、医療依存度の高い方や重度者の利用が今後も増え、特に訪問看護との連携も密にし、安心・安全なサービス提供が求められます。	自宅での入浴が困難、通所サービスが利用が困難な方へ自宅へ訪問入浴車で訪問し、浴槽を家庭に持ち込み入浴サービスを提供します。	○	○	市内唯一の事業所として市内全域を訪問し、サービスを実施しています。本年度実施した満足度調査でも満足との回答が頂けました。末期の利用者も多く、入れ替わりが頻繁ですが、一日一回の訪問を大切にサービスが行えました。 ここ数年利用者が減少している。 H28実績 467人 延べ1,728人 H29実績 406人 延べ1,517人 H30実績 347人 延べ1,268人	訪問看護等関係機関との連携を密にし、安心安全な入浴サービスの実施を継続していきます。関係機関などに事業PRを呼びかけていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ご利用者(ご家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		
2	2-(2)-①	介護保険・介護予防事業 通所介護事業	(1)高齢者支援の推進	利用者の状態に応じたサービス提供が求められています。 重度者の送迎は職員2人体制で行う必要があります。	居宅介護支援事業所・他サービス事業所と連携を図り、ご利用者様が安心・安全で楽しむとともに、ご家族にも安心して利用していただけるサービスを提供します。	○	○	利用者自身から「いつも楽しみにしている」「ここに来れば楽しい」と言ってもらっています。ご家族からも「いろいろしてもらって助かる」との声をいただいています。長期継続して利用されている方の状態変化がめまぐるしく対応力を備えていく必要があります。利用定員は15名ですが、利用率が落ちています。利用者は主に湯原・美甘地区の方です。 H29年度実績 501人 延べ3,495人 利用平均-11.92人 利用率-80% H30年度実績 504人 延べ3,347人 利用平均-11.39人 利用率-76%	多様化、重度化する利用者への適切な対応をするため、職員間での情報共有や各種研修への参加を行い、安全にサービス提供できるよう努めます。また、利用者の増につなげるよう声かけを行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-①	介護保険・介護予防事業 短期入所生活介護事業		定期的な利用と急な利用の対応が求められています。	居宅介護支援事業所・他サービス事業所・他施設と連携を図ります。ご利用者様や家族が安心・安全で楽しみのある生活が送れるようサービスを提供します。	○	○	H30年度の利用率81%で継続しての利用者がほとんどですが、利用者間のトラブルで利用をやめられた方もいました。 現状の職員体制で処遇技術の改善・業務改善に日々努力しています。 H29年度 延べ1,034人 稼働率71% H30年度 延べ1,181人 稼働率81% ※H28まで定員10人、H29から4人	ベッドの空き状況を居宅事業所ケアマネジャーに情報提供し、稼働率向上を目指します。職員の処遇や介護技術の改善を行います。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-①	介護保険事業 地域密着型介護老人福祉施設事業		入所者の尊厳を守り、穏やかで安全・安心した生活が送れることができるサービス提供が求められます。	接遇と介護技術を向上させ、ご利用者様が安心・安全で楽しみのある生活が送れるようサービスを提供します。	○	○	昨年度、利用者家族の施設来所時等にアンケートを行った結果、好意的回答がほとんどで否定的な回答は皆無でありました。H30年度のベッド利用率は入院者が多かったため90%となりました。現状の職員体制で処遇技術の改善・業務改善に日々努力しています。 H29年度 延べ5,606人 稼働率96% H30年度 延べ5,258人 稼働率90% ※H28まで定員10人 H29から16人	利用者が安心快適な生活が送れるようなサービス提供のため、職員の処遇技術の改善を行います。満足度の向上に向け、組織をあげての対策を行っていきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	入所者が施設で安心して生活できるよう支援を行います。		
2	2-(2)-①	在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業(市の受託事業)		介護保険認定を受けていない方で急な宿泊サービスが必要とされています。	介護保険認定を受けていない方へ真庭市と連携を取り、地域住民の要望に応じます。	○	○	H29年度4日・H30年度9日・R1年度9月末現在2日の利用実績がありますが、利用希望日が満床のためお断りする事もあります。特養・短期入所の利用者と身体的生活能力の差があるため、生活を楽しんでいただけの処遇はできていません。	真庭市と連携を図り、地域住民の要望に応じ、利用者の身体的生活能力に応じた処遇に取組みます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ご利用者(ご家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	2-(2)-①	お助け訪問事業(新総合事業)		自立した生活が続けられるように軽度な生活援助が求められています。	要支援1・2または事業対象者の認定を受けた方へ生活援助員が訪問し掃除や調理・買い物などの生活支援の提供をします。	○	○	現在利用されている方は満足していただけています。状態が悪くなり介護予防へ移行される方もあります。生活援助員の確保が困難となっています。 H29年度実績 延べ2,981回 H30年度実績 延べ2,414回	新規利用者については真庭市シルバー人材センターに依頼していきます。介護事業所として、本来の介護サービスの充実に努めます。	○	□拡大 □現状継続 □改善継続 ■縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-①	元気はつらつデイサービス事業(新総合事業)		元気に過ごすためにも生活機能・運動機能の維持と回復のために介護予防の観点から運動を実施し生活機能の改善が求められています。	要支援1・2または事業対象者の認定を受けた方を運動プログラム(元気はつらつエクササイズ)の介護予防サービスを提供します。	○	○	毎回楽しみに参加してもらっています。継続する事によってロコモティブシンドローム(運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態)を予防できています。卒業後も続けて参加されているので満足はされていると思われます。年齢が高く無理のないプログラムでの実施が必要です。高齢のため、目の届かない所での転倒事故等もありました。再申請の際の手続きが煩わしく、受けるのをやめようかと言われる方もあります。 H29年度実績 延べ3,098人 ※前年度比△2,892人 H30年度実績 延べ3,256人	事故防止のため、利用者個々の行動にも目配りし、体力など低下しないよう配慮し、継続実施します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ご利用者(ご家族)が介護サービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		
2	2-(2)-①	介護予防ケアマネジメント事業(市の受託事業)		在宅生活を送るために予防給付を利用しての支援が求められています。	要支援1・2の認定を受けた方への予防介護サービス計画を作成します。	○	○	地域包括支援センターより委託を受けて介護予防サービス計画を作成しています。満足してもらいリピート利用してくださる家族の方もおられます。計画件数自体は年々減少しています。市外のかたも何人か利用されています。 H28年度実績 107件 H29年度実績 97件 H30年度実績 124件	引き続き適切なケアマネジメントを行い、利用者支援していきます。介護保険のケアプランが本来の業務であるため、必要に応じ支援を行っていきます。	○	□拡大 □現状継続 □改善継続 ■縮小・廃止					
2	2-(2)-①	福祉移送サービス事業(市の受託事業)		移送車両の配置場所や確保についての検討が必要です。事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、公共交通機関での移動が困難な高齢者、障がい者(児)を対象に移送サービスを行います。移送車両の配置について、サービスを提供しやすい車両配置を検討します。事業実施について適正な委託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	H29年度実績 延べ1,415件 7,654,291円 H30年度実績 延べ1,663件 8,276,570円 年式・走行距離含め車両買い替えが必要となっています。軽微な交通事故も発生しています。移送サービス運転手に対し、交通安全講習会の開催や教習所での講習会受講を奨めています。	年式が古く買い替えが必要な車両がある為、真庭市と協議していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-①	高齢者等給食サービス事業・生活支援サービス(市の受託事業)		地域により弁当の業者委託等対応が異なるため、検討が必要です。事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、給食サービスを実施します。事業実施について適正な委託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	6支所で実施。(1食単価900円) H29実績 9,202食、8,281,800円 H30実績 10,186食、9,167,400円 配達食数は年々減少傾向にあります。地域により弁当の単価が異なり、また消費税増税により、受託単価の範囲内で行えるか検討が必要です。	今後も必要な方へのサービスとして取り組みます。消費税増税による影響等踏まえ検討を行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
	2-(2)-①	支えあいデイサービス助成金として1人1回500円	新	H30年1月から実施、利用者の生活機能が落ちないように実施しています。	元気はつらつデイサービスを卒業した後も利用者の生活機能を維持するために継続実施します。	○	○	H30年1月から実施、利用者の生活機能が落ちないように実施しています。 H29年度実績 延べ101人(1月～) H30年度実績 延べ730人	元気はつらつデイサービスを卒業した後も利用者の生活機能を維持するために継続実施します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止			ご利用者が在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		
	2-(2)-①	配食サービス		美甘地区では真庭市の行う配食サービスが無いため、ボランティアによる配食サービスを行っており、引き続き実施が求められています。	美甘地区で配食サービスを実施します。	○	○	美甘地区では市の配食サービスがないため週1回社協で実施しています。社協ボランティアによる配達により、訪問時の利用者の様子や状況を把握しています。ボランティア会員の高齢化等により、また市の配食サービス開始に向け、高齢者支援課と協議しました。H30年度に市が美甘地区で調査を行いました。調査が多岐にわたり給食サービス希望者の確定までに至らず、サービス開始になりませんでした。	市のサービスとして開始できるか協議を行います。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			

基本 目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
	2-(2)-①	一人暮らし高齢者等への支援		共同募金配分事業であり各支所での開催のため、事業内容や対象者、配分金が異なります。調整が必要です。	地区社協等と連携し、一人暮らし高齢者等へのついでや配食等の支援を行います。	○	○	北房一会食会 落合一友愛訪問 久世一人暮らしの集い(地区全体で、欠席者には友愛訪問) 勝山一歳末配食 美甘一歳末配食 湯原一歳末外出サポート(年2回) 蒜山一歳末配食(地区全体で) 各地域で内容に違いはあるが、地区社協や民生委員、ボランティア等の協力により実施しており、対象者からはとても喜ばれています。 久世地区で行っている一人暮らしの集いは年々参加者が減少しており、今後どのように事業を行っていくか検討が必要です。	共同募金配分事業であり、各地域での実施のため、事業内容や対象者等が異なりますが、地域ごとに継続実施します。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	一人暮らしの方が在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		
2	2-(2)-①	福祉機器・介護用品貸出事業		在宅生活や社会参加を支える為、貸出が求められており、老朽化に伴う機器の整備・更新をする必要があります。	在宅で生活をする高齢者、障がい者(児)に対して福祉機器・介護用品の貸出を行います。また貸出機器・用品の整備・更新を行い、安全な使用に努めます。	○	○	車いすや介護用ベッド等の貸出 H29年度貸出実績 285件 H30年度貸出実績 280件 車いすについては定期的に寄贈がありますが、介護用ベッドは寄贈等が無いため老朽化したものもあります。	介護用ベッド貸し出しについて検討していきます。継続して貸し出せるようメンテナンスを行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-①	福祉車両貸出事業		車いす利用者の外出時に必要とされています。利用しやすいよう貸出車両の配置について検討する必要があります。	車いす利用者の移送の便宜を図るために、福祉車両を貸し出します。また、貸出車両の配置について検討を行います。	○	○	H29年度貸出実績138件 H30年度貸出実績143件 貸出可能な福祉車両は4台あります。	継続して貸出しを行い、各種地域福祉活動に役立てていきます。必要に応じ車両の確保に努めます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ご利用者が在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		
2	2-(2)-①	声の広報		分かり易い情報の提供が求められています。	高齢者や視覚に障害がある人等に、広報まにわ・社協だよりの情報をCDやテープに録音し、届けます。必要とされている方にお届けできるよう周知を行います。	○	○	声の広報利用者 H29年度 14名 H30年度 14名	今後も地域への周知と共に必要な方へのサービスとして、継続実施します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
		(1)高齢者支援の推進														
2	2-(2)-①	利用者の満足度調査		利用者のニーズに沿った質の高いサービスと提供が求められています。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を隔年実施します。	○	○	昨年度訪問・入浴・通所・特養・短期の利用者(ご家族)に行い、また今年度居宅にアンケートを実施中です。95%以上の満足をいただいているが100%ではありません。 H30年度 ・訪問介護事業実績(利用者90名) サービス内容にとても満足-27% " " やや満足-64% " " ふつう-9% 回収率-98% ・訪問入浴事業実績(利用者15名) サービス内容にとても満足-73% " " やや満足-20% " " ふつう-7% 回収率-100% ・通所介護事業実績(利用者20名) サービス内容にとても満足-60% " " やや満足-33% " " ふつう-7% 回収率-80% ・特養やすらぎ(短期含む) サービス内容にとても満足-95% " " もう少し-5% 回収件数-19件	各事業所内での情報共有や接遇面・技術の向上を図り、また、事業所連携によりサービスに差が出ないよう事業推進します。調査の質問内容等について見直しを行い、利用者及び家族の意見を伺い、満足度の向上に努めていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	ご利用者が在宅や施設等で安心して生活できるよう支援を行います。		
2	2-(2)-①	職員研修実施		専門性に優れた質の高いサービス提供が求められています。	職員の資質向上を目指した研修会を実施します。	○	○	毎月南事業所及び北事業所で介護技術研修等を実施しています。外部研修に参加した職員は研修復命書と事業所会議での伝達講習を行いました。人員不足から外部研修になかなか出席できない部署もあります。職員の研修参加意識に格差があります。	高齢者の理解や接遇及び会議技術等の向上のためにも引き続き研修を継続していきます。外部研修へ参加出来るよう体制を整えます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	職員の資質向上を行い、質の高いサービスを提供します。		
2	2-(2)-②	(2)障がい者(児)支援の推進		地域で自立した生活と、社会参加ができるよう支援が必要であり、年々、利用者は増えています。介護保険へ移行されるケースも増え、特に調理・掃除の支援が多くなっています。	サービス計画に基づいて、自宅で入浴・排泄・食事等を行う居宅介護・重度訪問介護のサービスを提供します。視覚障害者の移動に必要な情報提供と移動支援等の外出支援を行います。	○	○	H29実績 延べ3,673回 3,487時間 H30実績 延べ3,556回 3,322時間 サービス計画に基づいたサービスを行っており、利用者からも満足してもらっています。現在重度利用者はいません。 介護職員の不足から訪問回数や新規を増やすことはなかなか難しくなっており、利用者の意向に沿ったサービスができなくなっています。	研修を受けサービスの理解をし、利用者の意向に沿えるサービスを目指すために、職員確保に努めます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		

基本 目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	2-(2)-②	障がい者訪問入浴サービス事業 (市の受託事業)		障害者の通所サービスが開設され、高齢者は介護保険への移行となり、サービス対象者の減少がありますが、市内唯一のサービスです。	自宅での入浴が困難、通所サービスが利用が困難な方へ自宅へ訪問入浴車で訪問し、浴槽を家庭に持ち込み入浴サービスを提供します	○	○	H29実績 73件 H30実績 22件 市内唯一のサービス事業所として市内全域を訪問していますが、障害者施設の開設や介護保険サービスへの移行により利用者が激減しています。	対象者の減少はありますが、1人1人のニーズに応じたサービス提供を継続し、安心安全な入浴サービスを実施します。真庭市と協力し啓発を行います。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービスを利用し在宅で安心して生活できるよう支援を行います。		
2	2-(2)-②	障がい者(児)移動介助事業 (市の受託事業)		障がい者(児)の通院・通所・社会参加のための外出支援が求められています。	居宅において屋外への移動に困難がある人の外出、および社会参加のための移動介助サービスを行います。	○	○	H29実績 284件 H30実績 284件 現在利用されている方には満足してもらっていますが、利用回数や新規利用を増やすことは厳しい現状となっています。真庭市の他新庄村の方へも対応しています。	サービス提供できる職員の研修など計画的に増員していきます。真庭市と協力し啓発を行います。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-②	福祉移送サービス事業		移送車両の配置場所や確保についての検討が必要です。事業実施について真庭市との協議が必要です。	真庭市の委託を受けて、公共交通機関での移動が困難な高齢者、障がい者(児)を対象に移送サービスを行います。移送車両の配置について、サービスを提供しやすい車両配置を検討します。事業実施について適正な委託内容となるように真庭市と協議を行います。	○	○	H29年度実績 延べ1,415件 7,654,291円 H30年度実績 延べ1,663件 8,276,570円 年式・走行距離含め車両買い替えが必要となっています。軽微な交通事故も発生しています。移送サービス運転手に対し、交通安全講習会の開催や教習所での講習会受講を奨めています。	年式が古く買い替えが必要な車両がある為、真庭市と協議していきます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-②	福祉機器・介護用品貸出事業		在宅生活や社会参加を支える為、貸出が求められており、老朽化に伴う機器の整備・更新をする必要があります。	在宅で生活をする高齢者、障がい者(児)に対して福祉機器・介護用品の貸出を行います。また貸出機器・用品の整備・更新を行い、安全な使用に努めます。	○	○	車いすや介護用ベッド等の貸出 H29年度貸出実績 285件 H30年度貸出実績 280件 車いすについては定期的に寄贈がありますが、介護用ベッドは寄贈等が無いため老朽化したものもあります。	介護用ベッド貸出しについて検討していきます。継続して貸し出せるようメンテナンスを行います。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○		再掲	2-(2)-①
2	2-(2)-②	福祉車両貸出事業		車いす利用者の外出時に必要とされています。利用しやすいよう貸出車両の配置について検討する必要があります。	車いす利用者の移送の便宜を図るために、福祉車両を貸し出します。また、貸出車両の配置について検討を行います。	○	○	H29年度貸出実績138件 H30年度貸出実績143件 貸出可能な福祉車両は4台あります。	継続して貸出しを行い、各種地域福祉活動に役立てていきます。必要に応じ車両の確保に努めます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○		再掲	2-(2)-①
2	2-(2)-②	声の広報	(2)障がい者(児)支援の推進	分かり易い情報の提供が求められています。	高齢者や視覚に障害がある人等に、広報まにわ・社協だよりの情報をCDやテープに録音し、届けます。必要とされている方にお届けできるよう周知を行います。	○	○	声の広報利用者 H29年度 14名 H30年度 14名	今後も地域への周知と共に必要な方へのサービスとして、継続実施します。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	障がい者が在宅で安心して生活できるよう支援を行います。	再掲	2-(2)-①
2	2-(2)-②	利用者の満足度調査		利用者のニーズに沿った質の高いサービスと提供が求められています。	各事業において、利用者サービス利用満足度調査を隔年実施します。	○	○	今年度、障がい者居宅介護事業・障がい者(児)移動介助事業・障がい者訪問入浴事業の満足度調査を実施しています。サービス内容にはほぼ満足いただいています。居宅介護事業の訪問回数を増やして欲しいとの希望がありますが、介護職員が不足しており、希望に添えていない状況です。	各事業所内での情報共有や接遇面・技術の向上を図り、また、事業所連携によりサービスに差がないよう事業推進します。今後、訪問できる介護職員を計画的に増やします。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○		再掲	2-(2)-①
2	2-(2)-②	職員研修実施		専門性に優れた質の高いサービス提供が求められています。	職員の資質向上を目指した研修会を実施します。	○	○	毎月南事業所及び北事業所で介護技術研修等を実施しています。外部研修に参加した職員は研修復命書と事業所会議での伝達講習を行いました。人員不足から外部研修になかなか出席できない部署もあります。職員の研修参加意識に格差があります。	障がい者の理解や接遇及び介護技術等の向上のためにも引き続き研修を継続していきます。外部研修へ参加出来るよう体制を整えます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-②	関係機関との連携		発達障害を持つ子が地域で生活する上で、公的な支援の不足があります。	自立支援協議会へ参加し、関係機関と連携して、支援体制の充実を図ります。	○	○	市自立支援協議会へ参画し、3部会(就労支援、子ども・子育て、生活支援)の内、生活支援部会を担当し、生きづらさを抱える住民にあった支援施策の提供について協議検討を行っています。	今後も自立支援協議会の一員として、関係機関との連携や支援体制の充実に向け取り組みます。障がい者個人に必要な支援が出来るよう進めていきます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-②	障害の理解を深める活動		地域での声かけ、見守りが求められます。	自立支援協議会が主催する福祉フォーラムを広く広報し、地域の方へ障害への理解を求めています。真庭地域ふれあいスポーツフェスティバルへ参加呼びかけや、地区社協活動に障害者の方との活動取り組みを提案していきます。	○	○	市自立支援協議会へ参画し、福祉フォーラムや福祉フェス等について広報協力するとともにスタッフとして運営支援を行っています。 H29年度 250名参加 H30年度 211名参加 真庭地域ふれあいスポーツフェスティバルへ年1回参画しボランティアとともに運営支援を行っています。 H29年度 140名参加 H30年度 150名参加	今後も地域の方へ障がいへの理解を求めています。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	地域の方へ障がいの理解を求めています。		

基本 目標	推進目標・推進項目		事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	2-(2)-③	(3)子育て支援の推進	子育てサロンの育成支援と助成金の交付		支援に必要な情報や情報交換の場が求められています。子育て中の親子が集まれる場、交流の場が求められています。	子育て支援団体と顔の見える関係づくりを行いながら、子育てに関する必要な情報が得られるようにします。職員が積極的にサロンに参加して、気軽に相談できる関係づくりに努め、サロン活動の支援を行います。ふれあい・いきいきサロン助成金交付要綱により助成金を交付します。	○	○	H29年度子育てサロン2か所開催 H30年度子育てサロン2か所開催 活動助成金を交付しています。会場予約や他の助成情報等、活動に関する相談支援を行っています。活動の担い手が不足しています。	活動の場へ出向き開催状況など様子の把握に努めます。担い手の養成に取り組みます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	関係機関と連携しながら、安心して子育てができる環境づくりに努め、活動時出向き状況など把握しニーズ把握し、地域で子育て支援をしていく必要性を啓発し、子育て支援ボランティアを増やしていくようにします。		
2	2-(2)-③		子育てイベント等の開催	新	子育て世代に社協活動が認知されていない状況にあります。子育て支援団体間の横の連携がない状況にあります。	子育て支援団体間で連携しながら、子育て支援に必要な情報をまとめたり、イベント等の開催によって、子育て中の親子に喜んでもらえる内容を検討します。	○	○	イベントの実施について支援団体と協議を行ったが、実施には至りませんでした。 新たな取り組みとして、親子の集いの場をまとめた活動紹介冊子を作成しました。	今後も関係団体と情報交換や連携しながら、新たな取り組みについて検討していきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-③		子育て支援ボランティア養成講座の開催		子育て支援団体のボランティアの不足があります。	子育て支援ボランティア養成講座を隔年開催します。	○	○	隔年で開催しています。 H30年度 計3回開催 受講者11名 H28年度 計3回開催 受講者14人 受講者が減少しています。	担い手の養成を通して地域ぐるみで安心して子育てができる環境づくりを進めます。受講の呼びかけを工夫します。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-③		子育て関係機関との連携・啓発活動		子育て支援を進めている関係機関との連携が求められています。	真庭市と連携しながら、子育て支援をすすめます。要保護児童対策地域協議会へ参加し、情報共有します。	○	○	子育て団体との情報交換会 H29年度 3回開催 H30年度 2回開催 各団体の活動について情報交換等を行い、関係を深めています。子育て支援関係者の協力により、本年度に「うきうきサマー教室」を勝山地区で開催しました。次年度より行政が実施予定です。市要保護児童対策協議会へ参加し、情報共有を行っています。	情報交換は関係機関と連携し、今後も行っていきます。市要保護児童対策地域協議会へ参加し個別支援などの共有を図っていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-③		子育て支援サポーター派遣	新	出産前後に体調不良などで家事や育児が困難で、周囲の支援を受けられない保護者のためのサポートが必要とされています。	真庭市の委託を受けて、家事支援・育児支援・相談助言及び子育て情報の提供等派遣を行います。(平成28年10月から)	○	○	市と委託契約を交わしていますが、派遣実績はありませんでした。職員は事業を受けるにあたり研修受講しています。	市と連携を図り継続実施します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-④	(4)全般的支援の推進	たすけあい号貸出事業		地域福祉の活性化のために貸出が必要となっています。老朽化した車両もあるため、計画的に更新する必要があります。	たすけあい号5台を社会福祉団体、ボランティア団体および社会福祉施設が事業を行う場合に貸出します。地区社協や福祉団体に活用できるよう情報提供を行います。	○	○	H30年度1台購入し美甘支所に配置 H29年度貸出実績108件 H30年度貸出実績99件 地区社協等の行う事業にも貸し出し、買い物支援や外出支援に役立っています。老朽化した車両もあります。	今後も継続して貸出を行い、地域福祉活動に役立てていくよう車両を更新していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	地域住民の福祉を目的とした貸出を実施し、市内全域で均一に貸出せるよう努めます。		
2	2-(2)-④		レクリエーション道具・テントの貸出		サロン活性化、立上げ支援等に貸出が求められています。支所間で保管しているレクリエーション用具について情報共有を行い貸出のできる体制づくりが必要です。	地区社協、サロンなど、また地域の行事に必要なに応じて貸出をします。地域で活用できるよう情報提供を行います。	○	○	H29年度貸出実績107件 H30年度貸出実績155件 各支所で地区社協やサロンに貸し出しを行いました。	継続して貸出しを行い、各種地域福祉活動に役立てていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-④		福祉機器・介護用品貸出事業		在宅生活を支える為、貸出が求められており、老朽化に伴う機器の整備・更新をする必要があります。	在宅で生活をする高齢者、障がい者(児)に対して福祉機器・介護用品の貸出を行います。また貸出機器・用品の整備・更新を行い、安全な使用に努めます。	○	○	車いすや介護用ベッド等の貸出 H29年度貸出実績 285件 H30年度貸出実績 280件 車いすについては定期的に寄贈がありますが、介護用ベッドは寄贈等が無いため老朽化したものもあります。	介護用ベッド貸し出しについて検討していきます。継続して貸し出せるようメンテナンスを行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○		再掲	2-(2)-① 2-(2)-②
2	2-(2)-④		各種貸出物品一覧表の作成新		効果的な貸出実施の為、物品一覧表作成が求められています。貸出物品の整備をし、わかりやすい広報に努める必要があります。	貸出物品の一覧表を作成し、ホームページや支所を通して情報提供をします。	○	○	貸出物品の一覧表を作成し、各支所で貸出しています。	今後も継続貸出を行い、地域福祉活動に役立てていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(2)-④		マイクロバス貸出事業		貸出要綱に基づいた貸出しの実施・検討が求められています。老朽化した車両については配車を検討する必要があります。	マイクロバス台を地方公共団体または、それに準ずる団体が主催する事業に参加する、地方公共団体およびそれに準ずる団体に貸出します。	○	○	マイクロバスの運行状況【H15年式】 ・日援事業生活支援員研修会 ・災害ボランティアバス(H30年)計5回実施 各種団体 ・老人クラブ・県老人福祉大学 貸出が減少している状況です。	マイクロバス使用に関しては、走行距離や経過年数等を考慮し貸出を行うこととします。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○		貸出要綱に基づいた貸出を実施します。	

基本 目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	③ 相談支援の実施															
2	2-(3)-①	各支所相談窓口の周知徹底			MIT、告知放送、社協だより、HP、座談会等で広報周知します。	○	○	社協だよりやホームページ、座談会等を活用し、地域住民へ社協支所の相談窓口について、また、福祉活動専門員の活動について周知しました。 H29年度からふくし巡回相談を実施し、地域のサロンや地区社協等での相談を行っています。 H29年度－82回 H30年度－94回	今後も社協だよりやMIT等で広報を行い、地域のサロン等へ出向き、ふくし巡回相談を継続実施します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	相談業務に対する苦情ゼロを目指します。		
2	2-(3)-①	(1)相談窓口機能の充実 職員の対応マニュアル作成		相談しやすい窓口、的確な対応が求められています。	安定した相談援助をおこなう為、必要に応じたマニュアルの作成、更新を検討します。	検討	○	各種マニュアル(移送サービス、福祉車輻輳貸出、配食サービス等)を活用し各種事業を行っています。	今後も必要に応じたマニュアルの作成や更新を行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-①	職員の資質向上			研修会や研究会への参加、国家資格の取得等、資質向上に向けて取り組みます。職員研修体系に基づく各種研修(内部研修・外部研修・階層別研修等)に積極的に取り組みます。	○	○	各種研修会等へ担当者が参加していますが、体系的にはなっていません。専門員会議でも研修に取組めていません。資格取得等、資質向上に向けた取り組みに、職員間で差が出てきています。	専門性を高めるよう意識改革に向け資質向上に努めます。資格取得に向け取り組みます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-②	心配ごと相談所の開設			各支所で心配ごと相談所を定期的に開設します。事業の在り方、存続について、市と協議をします。	○	協議	計画どおり開設しました。 平成29年度79回開設、 相談件数59件 平成30年度79回開設、 相談件数101件 平成29年度以降、真庭市からの委託料が前年比で813,000円減額になり実施体制も変更しました。市内9カ所で行っており、相談室の確保が難しい地域もあります。	継続実施に向け現状の財源を確保していきます。		□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止			関係機関と連携し、身近な相談窓口として開設し、問題解決に向けて適切な相談援助をおこないます。		
2	2-(3)-②	利用しやすい窓口づくり		身近な地域での相談しやすい窓口が必要とされています。また、多様化する相談内容への適切な対応が求められています。	プライバシーに配慮した専用の相談室を設置します。相談カードによる記録を徹底します。	○	協議	相談室の確保など、相談環境の準備ができました。 相談者毎に相談カードの記録ができています。	身近な場所より相談しやすい窓口としていきます。幅広く相談を受けられるよう進めていきます。		□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止					
2	2-(3)-②	広報周知の徹底			毎回MIT・告知放送・社協だより・HPで広報周知します。	○	協議	社協だよりや真庭いきいきテレビ、ホームページ、座談会等を活用し、地域住民へ社協支所の相談窓口について周知しました。	市民が気軽に利用しやすい、身近な相談所となるよう引き続き広報に工夫、配慮します。		□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止					
2	2-(3)-②	相談員研修の実施			相談員の資質向上のため、年1回研修会を実施します。	○	協議	相談対応に役立つ研修会が実施できました。平成29年度は事業廃止の協議をしていた為、実施できていません。 平成30年度 12月16日(水) ・公正証書の活用策 ・面接と記録について 参加率41%と悪い状況です。特に会場から遠い地域からの参加が少ない傾向にあります。	来年度以降、各地区の民生委員定例会等で研修を実施するよう調整します。		□拡大 □現状継続 □改善継続 ■縮小・廃止					
2	2-(3)-③	貸付窓口対応・貸付業務			担当民生委員、関係機関と連携し随時丁寧に対応します。低所得者、高齢者、障害者世帯等に資金の貸付と相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるよう実施します。	○	○	平成29年度11件、平成30年度10件の貸付相談に対応しました。貸付対象世帯、内容に該当しなかった為、貸付申請に至ったケースは0件でした。緊急かつ一時的な支援を必要としている世帯に対する支援方法がない状況で、相談後、世帯に継続した関わりが出来にくくなっています。	本会による「緊急かつ一時的な最小限度の支援」について、協議・検討していきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	岡山県社会福祉協議会や担当民生委員等と協力しながら借受人の生活指導や償還の指導に努め、利用者の経済的自立と生活の安定を支援します。		
2	2-(3)-③	償還・督促事務		生活困窮者支援の視点としても考え、相談者の相談内容だけでなく家庭環境等を考慮した対応を行うことが求められています。貸付にあたっては、担当民生委員と連携により対象世帯への援助、生活指導、償還の指導が求められています。	長期滞納世帯への償還指導を県社協、担当民生委員と連携し行います。	○	○	償還・督促事務の効果がでて、定期的な償還につながっているケースがあります。社協からの償還指導、督促事務の働きかけが弱いケースが見受けられます。	長期滞納者への償還指導を継続して行っています。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-③	事業周知			民生委員会議での事業説明、社協だより、HPで常時広報します。	○	○	民生委員会議等での事業PRを行いました。HPへの掲載を常時しています。	関係機関や地域への広報の継続が必要となります。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-③	担当職員の資質向上			担当職員の研修会参加及び内部研修を年1回実施し、資質の向上に努めます。	○	○	県社会福祉協議会主催の研修会に参加し資質向上に努めました。	引き続き制度理解に努め適切な相談対応をします。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-③	調査委員会の設置			調査委員会を設置に向け検討します。	検討	○	設置できていません。	支所長会議等で調査方法等について検討します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			

基本 目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	2-(3)-④	(4)緊急小口資金の貸付	緊急小口資金の貸付	新	緊急かつ一時的な支援を必要としている世帯に対する支援方法がない状況で、生活福祉資金貸付には至らず、相談後、世帯に継続した関わりが出来ていません。	緊急かつ一時的な生活困窮により生計の維持が困難な状況にある世帯への貸付について、緊急小口資金貸付要綱に基づき資金貸付と生活の安定を図ります。			緊急かつ一時的な生活困窮により生計の維持が困難な状況にある世帯に対し、資金の貸付と必要な相談援助を行い、生活の安定を図ります。生活困窮者自立相談事業や日常生活自立支援事業等と連携・協働し、生活困窮世帯への適切な支援を行います。	検討	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	生活困窮者支援として、資金の貸付と相談援助を行い生活の安定を図ります。		
2	2-(3)-⑤		担当職員の資質向上		研修会へ積極的に参加し、自己研鑽に努めます。担当職員の資質向上に向け、職員研修体系に基づく各種研修(内部研修・外部研修・階層別研修等)に積極的に取り組みます。			県社協主催の研修会(年1回)、連絡会議等に参加し、自己研鑽とともに、他市・他機関と情報共有を行いました。県社協主催の事例検討会、専門員連絡会、権利擁護に関する研修会に参加しました。介護支援専門員等、関係機関専門職から困難ケースの利用相談が増加、本事業への期待が高まり、利用者が増加している状況にあります。研修会や研究会への参加、資格取得等、資質向上に向けた取り組みに職員間で差が出てきています。平成29年度末利用者:31名 平成30年度末利用者数:41名	引き続き研修等への参加、資格取得等資質の向上、自己研鑽に取組みます。	○	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-⑤	(5)日常生活自立支援事業の実施	関係機関との連携強化		認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の金銭管理に関する相談が年々増加しており、関係機関と連携を図りながら適正なサービスを提供し、適切な支援をしていくことが求められています。	関係機関と連携し、ケース会議を随時開催します。	○	○	必要に応じてケース会議を開催しています。市主催の成年後見情報交換会に年4回参加しています。また、ケースに関しては、工業、事業所、医療・福祉関係機関等と連携した支援が行えました。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	行政等関係機関・司法関係者等と連携し、利用者の権利、財産を守る事業として充実します。社協内の部署間連携による適切な支援をします。		
2	2-(3)-⑤		生活支援員の確保		利用者の増加に伴い、生活支援員の確保に努めます。	利用者の増加に伴い、生活支援員の確保に努めます。	○	○	利用者の増加に伴い、生活支援員の登録を依頼でき、円滑な事業実施ができました。(H28 雇用22・登録4人、H29 雇用24人・登録5人、H30 雇用30人・登録1人)	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-⑤		生活支援員研修の実施		生活支援員の資質向上のため、研修会や情報交換会を実施します。	生活支援員の資質向上のため、研修会や情報交換会を実施します。	○	○	年1回、研修会・情報交換会を実施しました。生活支援員の資質向上に努めました。適切な支援の為に事業理解や相談支援について学ぶ機会としました。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-⑤		高齢者・障がい者何でも相談会の実施		地域包括支援センター、弁護士、司法書士、社会福祉士等と連携し「まにわ暮らしのなんでも相談会」として開催します。	地域包括支援センター、弁護士、司法書士、社会福祉士等と連携し「まにわ暮らしのなんでも相談会」として開催します。	○	○	なんでも相談会へ本所職員、支所専門員が参加しました。他職種連携、困難ケースを抱える地域住民へ相談会への参加を促すなど情報提供を実施しました。	○	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-⑥		第三者委員会の設置		第三者委員会を必要に応じて開催し、適切な苦情解決に努めます。	第三者委員会を必要に応じて開催し、適切な苦情解決に努めます。	○	○	第三者委員会を設置しています。委員は4名で、(民生委員協議会、障がい者関係団体、子育て支援関係団体、老人福祉施設)任期は2年となっています。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○			
2	2-(3)-⑥	(6)福祉サービス苦情解決窓口の設置	苦情解決の仕組みづくり		利用者が苦情申し出が出来るやすい環境を整え、適切な解決に努めることが求められています。	苦情解決の仕組みづくり、苦情解決に努めます。苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、適切な対応に努めます。	○	○	苦情受付担当者(支所及び介護保険事業所)及び苦情解決責任者(事務局)を置き適切な対応ができています。苦情の内容によっては、関係部署長等で構成する支所長会議で情報共有をしています。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	苦情解決やサービスの質の向上を図ります。		

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
2	④ 情報提供活動の推進															
2	2-(4)-①	社協だより発行事業		社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみを持ってもらえる広報活動を行う必要があります。	社協だよりを毎月発行し、真庭市全戸に配布することにより、広報活動を行います。住民の声や地域活動を幅広く掲載し、親しみを持ってもらえる紙面づくりに努めます。	○	○	毎月社協だよりを発行し、全戸配布を行いました。また、特別会費をいただいている事業所等にも併せて配布しました。各地域での活動や社会福祉協議会の活動について幅広く掲載し、真庭市民への広報活動を行いました。	今後も社協だよりを毎月発行し、社協の行う各種事業や活動について幅広く広報していきます。	○		○	○	幅広い広報媒体で広報を行い、福祉意識の啓発、社協事業の理解を深めます。		
2	2-(4)-①	ホームページ更新事業			ホームページ全体の更新を行い、内容の見直しを行うとともに、FacebookなどSNSを新たに活用し情報提供の拡充を図ります。	○	○	社協活動をホームページで紹介し、随時更新を行いました。また、ホームページ全体の更新を行い、情報提供を行うとともに、ツイッターを活用し随時社協活動の広報を行いました。	今後もホームページ、ツイッターなど活用し広報していきます。	○		○	○			
			(1)情報提供活動の充実													
2	2-(4)-①	住民座談会の開催		地域課題を発掘する必要があります。地区社協内の連携強化が求められています。	全地区社協で年1回以上開催し、地域課題の発掘や福祉課題に対する取組を協議、検討します。	○	○	H29年度実績 市内で57回開催 H30年度実績 市内で58回開催 総会や助けあい会議に合わせ開催していますが、参加者が少ない地区もあります。 座談会を通して地域の福祉課題を把握することが必要。情報の共有は出来ていますが、課題の協議や取り組みまでは行えていません。 座談会の進行方法について検討が必要です。	地域の福祉課題について考えてもらえる機会となるよう内容の検討が必要であり、課題解決に向けテーマを決め協議できるよう進めていきます。	○		○	○	全地区社協で住民座談会を年1回以上開催します。	再掲	1-(1)-① 2-(1)-③

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
3	① 福祉教育の推進															
3	3-(1)-①	福祉講座事業		学校と協働しての福祉教育に取り組めていない現状がみえます。	貸出機器・講座内容等福祉学習一覧表を作成し、学校への情報提供を行い、協働して福祉学習を開催します。また、福祉教育ハンドブックについて検討を行います。	○	○	H29年度…26回 H30年度…23回 学校で出前福祉講座開催しました。体験することで、思いやり、福祉のところが芽生えました。出前講座開催を行っていない学校があります。福祉教育ハンドブックは作成していませんが、高齢者体験や車イス体験、点字学習等マニュアルを作成し活用しています。	車いす体験や高齢者体験だけでなく、手話や点字等の体験も説明し、各学校へ周知と働きかけを行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	市内全小・中学校で福祉講座または福祉機器貸出・相談援助できるよう推進します。		
3	3-(1)-①	学校福祉教育支援		福祉学習助成金の使途、助成事業の目的に沿った内容になるよう見直しが必要となります。	福祉学習助成校において、助成金の使途が事業の目的に沿った活動になるよう働きかけを行います。	○	○	地域型福祉学習助成校 H29年度27校 H30年度22校 講師調整や機器の貸出し調整、学校で取り組む福祉学習支援ができました。 助成金の目的の理解が、十分に得られていません。	募集時に学校へ事業周知を行い、理解を得ます。福祉の心を育てる事業として取り組まれるよう推進します。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○			
3	3-(1)-②	真庭市社会福祉大会の開催		若い世代の参加を呼び掛けるための工夫が必要となります。住民の福祉意識を高める内容、幅広い世代が参加できる内容を検討する必要があります。	幅広い世代の参加が得られるよう計画し、真庭市全体で福祉意識の向上と地域福祉活動への理解推進を図るため、真庭市社会福祉大会を開催します。	○	○	H29年度11月25日(土)開催参加者約600人 式典・記念上映「ベトナムの風に吹かれて」 H30年度12月8日(土)開催参加者約700人 式典・記念講演 橋幸夫氏 ※介護や認知症について真庭市全体での福祉意識のため、真庭市社協設立より継続開催しています。	今後も住民の福祉意識を高め、地域福祉活動への理解を進めていきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	毎年参加者400人以上を目指し、市民の福祉意欲を高めます。		
3	3-(1)-②	(2)地域住民への福祉教育の推進	研修会・講演会の開催協力		各種実行委員会に参加し、研修会・講演会の開催に協力します。	○	○	真庭市や関係団体・関係機関の会議等に参加し各種研修会や講演会の開催に協力しています。 ・地域包括ケア会議研修会・福祉フェス・敬老会・ふれあいスポーツフェスティバル	今後も研修会や講演会の開催に協力していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	各種委員会へ積極的に参加します。また研修会、講演会の開催に協力します。		
3	3-(1)-②	住民座談会の開催		地域課題を発掘する必要があります。地区社協内の連携強化が求められています。	全地区社協で年1回以上開催し、地域課題の発掘や福祉課題に対する取組を協議、検討します。	○	○	H29年度 57回開催 H30年度 58回開催 総会や助けあい会議に合わせ開催していますが、参加者が少ない地区もあります。座談会を通して地域の福祉課題を把握することが必要。情報の共有は出来ていますが、課題の協議や取り組みまでは行えていません。座談会の進行方法について検討が必要です。	地域の福祉課題について考えてもらえる機会となるよう内容の検討が必要であり、課題解決に向けテーマを決め協議できるよう進めていきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	全地区社協で住民座談会を年1回以上開催します。	再掲	1-(1)-① 2-(1)-③ 2-(4)-①
3	3-(1)-③	(3)専門職への福祉教育の推進	地域ケア会議参加と地域福祉活動への理解	会議への出席にとどまっている現状があります。専門職に社協事業への理解が必要です。	住民・医療・福祉・各関係機関とのネットワークづくりの中で、会議への参加と、社協事業への理解を深めていくよう働きかけながら進めていきます。	○	○	各圏域で開催される地域ケア会議に参加し、地域での課題や個別支援について情報共有を行っています。社協の進めている地域福祉活動や社協事業への理解はある程度進んでいますが、充分とは言えない部分もあります。	専門職や関係機関等へ、社協の進める地域福祉活動に対しテーマをもって提案できるよう進めます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	福祉教育・社協事業について、会議へ参加し情報提供など働きかけを行います。		
3	② 広報啓発活動の推進															
3	3-(2)-①	(1)住民参加による社協だよりづくりの推進	広報委員会の開催	社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみを持ってもらえる広報活動を行う必要があります。	広報委員会を定期的に開催し、社協だよりや社協全体の広報について協議・検討を行います。	○	○	広報委員会を年4回開催。事業の広報やイメージキャラクターの作成、SNSの活用など幅広く検討しています。広報誌についての協議が主であり、社協組織の周知や事業理解を深める為の広報活動についての検討まではできていません。広報誌の評価方法の見直し、新たな周知方法の検討が必要です。	広報誌の評価・検討に会わせて、事業の理解度を深める取り組みを協議し進めていきます。「特集」や「シリーズ」等で構成し、見やすい紙面づくりを心がけます。	○	■拡大 □現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	幅広い広報媒体で広報を行い、福祉意識の啓発、社協事業の理解を深めます。		

基本目標	推進目標・推進項目		事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
3	3-(2)-②		社協だより発行事業			社協だよりを毎月発行し、真庭市全戸に配布することにより、広報活動を行います。住民の声や地域活動を幅広く掲載し、親しみを持ってもらえる紙面づくりに努めます。	○	○	毎月社協だよりを発行し、全戸配布を行いました。また、特別会費をいただいている事業所等にも併せて配布しました。各地域での活動や社会福祉協議会の活動について幅広く掲載し、真庭市民への広報活動を行いました。	今後も社協だよりを毎月発行し、社協の行う各種事業や活動について幅広く広報していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○		再掲	2-(4)-①
3	3-(2)-②	(2)各広報手段の積極的な活用	ホームページ更新事業		社協事業や福祉情報の提供が十分に行えていません。地域福祉を推進するため、住民目線の親しみを持ってもらえる広報活動を行う必要があります。	ホームページ全体の更新を行い、内容の見直しを行うとともに、FacebookなどSNSを新たに活用し情報提供の拡充を図ります。	○	○	社協活動をホームページで紹介し、随時更新を行いました。また、ホームページ全体の更新を行い、情報提供を行うとともに、ツイッターを活用し随時社協活動の広報を行いました。	今後もホームページ、ツイッターなど活用し広報していきます。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	幅広い広報媒体で広報を行い、福祉意識の啓発、社協事業の理解を深めます。	再掲	2-(4)-①
3	3-(2)-②		広報媒体の活用			MITや地元機関紙、SNSを活用し、広く住民に広報を行います。また、支所行事や地区社協事業等でも広報媒体を活用し、情報発信の機会を増やします。	○	○	行事や事業を行う際、MITや地元機関紙、Twitterを通じて、住民に広く周知しました。また、Twitterに写真を付けて広報することで、内容をより理解しやすいものになりました。支所行事や地区社協事業の広報媒体があまりできなかったため、今後積極的に取り組んでいきます。	写真などの活用でより見やすくなるようにしていきます。MITなど活用しPRを強化します。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○			
3	3-(2)-③	(3)広報資料等の整備	会費・寄付金・共募配分金使途の説明資料作成		社協だよりやMITで広報を行っていますが、会費・寄付金・共募配分金使途への理解が深まっています。	住民への社協理解を深めるため、分かりやすい説明資料の作成を検討します。	○	○	MITにおいて共同募金事業のピーアールDVDを作成し、住民への周知に活用しました。職員でも説明ができる使途説明資料としては整備をしていますが、社協だよりに共同募金財源記事を掲載しています。	今後も各支所の協力により、住民わかりやすい資料の作成を行います。	○	□拡大 ■現状継続 □改善継続 □縮小・廃止	○	○	会費・寄付金・共同募金配分金の使途説明を、どの分野の職員もできるようにします。		
3		③調査・研究活動の推進															
3	3-(3)-①		地区社協支援体制の検討			各地区社協での、住民座談会、助けあい会議を開催します。また見えた課題に対してどのような支援が可能か職員体制も含め検討を行います。	○	○	全地区社協で地域助けあい事業に取組み、年2回の助けあい会議を開催しました。 H29年度 62回開催 H30年度 64回開催 各地区社協の活動推進について、職員が地区社協と情報共有ができていく、必要な支援が行えていない地区もあります。	情報共有を行い、地区社協と連携した支援が行えるよう進めていきます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	住民の生活課題や福祉ニーズの把握につとめ、地域と連携して支援体制を整えていきます。		
3	3-(3)-①	(1)住民ニーズの把握・分析	住民座談会の開催		全地区での座談会開催に至っておらず、社協からの支援体制が十分とはいえない現状があります。	全地区社協で年1回以上開催し、地域課題の発掘や福祉課題に対する取組を協議、検討します。	○	○	H29年度実績 市内で57回開催 H30年度実績 市内で58回開催 総会や助けあい会議に合わせ開催していますが、参加者が少ない地区もあります。座談会を通して地域の福祉課題を把握することが必要。情報の共有は出来ていますが、課題の協議や取り組みまでは行えていません。座談会の進行方法について検討が必要です。	座談会でテーマを決め共通して話が出来よう内容を検討して行きます。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○		再掲	1-(1)-① 2-(1)-③ 2-(4)-① 3-(1)-②
3	3-(3)-①		ニーズ調査の実施		住民の生活課題や福祉ニーズを把握・分析し、各種事業に活かしていく必要があります。	アンケート実施し課題・ニーズを拾いあげ分析し地域と協力し、支援していきます。			第3次地域福祉活動経過宇策定時アンケート調査を行いました。見直しでの調査は出来ていません。	必要とされている調査を行いニーズ把握に取組みます。ひきこもりや生活困窮について、具体的な取組みとなるよう検討します。	○	□拡大 □現状継続 ■改善継続 □縮小・廃止	○	○	課題から見えてきたものを分析していきます。		

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
3	3-(3)-②	福祉ニーズ調査の実施及び研究			地域助けあい事業の推進を継続しながらより多くの住民への周知と、協力会員の呼びかけ、「ふれあい」から「ささえあい」に向け取り組みます。今後もニーズ調査を行い、生活課題の把握、解決に努めます。			地域助けあい事業の推進を継続し、地区社協関係者や民生委員・福祉委員等と連携し、地域全体で見守り活動の実施や必要な方への有料サービスを行っています。第3次地域福祉活動計画策定時にさまざまなニーズ調査を行いました。その後調査できていません。	ニーズ調査を行い、支援に繋がっていきます。	○			○	課題から見えてきたものを分析していきます。住民と協力して取り組みます。		
3	3-(3)-②	(2)住民参加型福祉サービスの研究		住民の生活課題や福祉ニーズを把握・分析し、各種事業に活かしていく必要があります。	各種事業を行う中でアンケートを実施し、地域課題の把握に努めます。	○	○	会議や研修等で参加者アンケートは行っていますが、地域課題の把握までは至っていません。	困りごとを解決するため、必要とされる調査を実施し地域課題の把握に努めます。	○		○	○			
3	3-(3)-②	住民参加型在宅福祉サービスの研究			地域助けあい事業を地区社協と一体的に進め、新たな福祉課題の把握・解決を図ります。	○	○	地域助けあい事業を推進し、定期的な見守り体制の構築を図りました。住民参加による新たな地域福祉活動の支援を行いました。	住民参加による各種地域福祉活動は、共助活動の視点から今後も各地域で取り組んでいきます。真庭市、生活支援コーディネーターとも連携を図り個々のテーマに沿い共に支援できる関係を築いていきます。	○		○	○	地域助けあい事業を推進します。	再掲	1-(5)-①
3		④ 社会資源の改善・開発														
3	3-(4)-①	(1)市、関係機関への提言		課題解決のために、社会福祉協議会と行政、民間団体などが連携し協働して取り組む必要があります。	アウトリーチや助けあい会議、座談会等で把握したニーズの課題分析を行い、真庭市や関係機関への提言等働きかけを行います。	○	○	助けあい会議や座談会、アウトリーチ活動等で把握した地域の様子や情報について、地域包括支援センターや専門職等と連携を図り個別支援につなげていますが、市や関係機関への提言までは至っていません。既存の制度・サービスを利用しやすいものにするため、市や関係機関への働きかけが必要です。	平素から市や関係機関等と意見交換を行い、社協としての提言ができるよう進めています。「まにわささえ愛ネット」の活動を継続的に行っていきます。	○		○	住民の声をもとに、真庭市や関係機関への提言等働きかけを行います。			
3	3-(4)-②	(2)社会資源把握・整理・活用		社会資源の情報が総合的に提供できるよう整備することが求められています。	地域ケア会議等で取り組む資源マップの作成に協働して取り組みます。	○	○	資源マップは各圏域ごとに作成しており、地域ケア会議(各圏域ごと)では地域ごとに課題を抽出し、社会資源等活用し課題解決に向け取り組んでいます。	継続して課題解決に向け資源の活用をしていきます。	○		○	○	資源マップの活用に取り組めます。		
3		⑤ 住民の権利擁護の推進														
3	3-(5)-①	(1)日常生活自立支援事業についての啓発及び利用促進			日常生活自立支援事業について、地域や民生委員、関係機関等への事業周知を行うとともに事業の趣旨の浸透をはかり福祉活動専門員のアウトリーチ活動等により利用の促進につなげます。	○	○	ケア会議、民児協議会など関係機関での情報提供を実施しました。新規事業利用者の相談経路が関係機関からとなっており、専門員のアウトリーチ活動が利用促進につながっていない状況です。	職員の資質向上やアウトリーチの内容を充実させます。地域から情報提供されるよう、助けあい会議で説明と協力をお願いしていきます。	○		○	○	各会議で年1回の情報提供、事業説明を行います。		
3	3-(5)-②	(2)成年後見についての啓発及び利用促進		関係機関や地域住民に対して、本事業を広報し、地域に潜在しているケースを適切なサービス利用につなげる必要があります。	成年後見制度について、地域や民生委員や関係機関等への事業周知を行うとともに事業の趣旨の浸透をはかり、福祉活動専門員のアウトリーチ活動等により利用の促進につなげます。	○	○	全体担当として、各支所の事業周知状況把握ができていませんでした。支所の状況把握を行う事で、事業啓発の取組について各支所の意識が高まる効果があると思われれます。新規事業利用者の相談経路が関係機関からとなっており、専門員のアウトリーチ活動が利用の促進につながっていません。アウトリーチ活動の活性化が必要な状況にあります。	職員の資質向上やアウトリーチの内容を充実させます。地域から情報提供されるよう、助けあい会議で説明と協力をお願いしていきます。	○		○	○	各会議で年1回の情報提供、事業説明を行います。		

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
3	3-(5)-③	(3)法人後見事業の実施	法人後見事業	精神上の障がいにより判断能力が不十分な権利擁護を必要とする方の支援体制充実が求められています。	社協が法人として、成年後見制度における成年後見人、保佐人、補助人になり、判断能力が不十分な方の保護、支援を行います。	○	○	受任目標を立て推進、H29年度3件を達成2年目は受任総件数6件が目標でしたが、5件となりました。準備段階者が2件ありましたが年度内の受任に至りませんでした。行政及び司法との連携については、法人後見運営委員の専門職を中心に連携を図り支援を実施する事が出来ました。社協内部においては職員研修を行うなど事業理解と連携を呼びかけました。	法人後見運営委員会を通じて関係のできた専門職との連携を維持し、支援体制を整える他介護課と情報共有を図り社協全体での支援体制を整えていきます。	○				行政等関係機関・司法関係者等と連携し、利用者の権利、財産を守る事業として取り組みます。社協内の部署間連携による適切な支援をします。		
3	3-(5)-③	(3)法人後見事業の実施	権利擁護センター	新	住民の権利擁護に関するワンストップ相談支援機関として、権利擁護センターの必要性は高まっています。	○	○	中核機関の設置にむけて行政内部での検討が進んでいない現状です。	真庭市自体の方針が立てられていません。社協として機関の必要性や設置について提言できるよう検討します。	○						
3	3-(5)-④	(4)地域福祉推進における個人情報保護の仕組みづくり	個人情報保護の仕組みづくり		地域福祉推進のうえで、個人情報の把握、取り扱い、管理について、地域住民に理解を求め適切に行う必要があります。	○	○	地域助けあい事業では助けあい会議で、個人情報の取り扱いについて、資料により説明を行い参加者の理解を得て進めています。	個人情報の取扱いについては、地域福祉活動を行ううえで重要な事項であり、今後も適切に行ってまいります。	○				個人情報保護の取り扱いについて充分注意し事業を推進します。		
3		⑥ 社会福祉協議会組織と財政基盤の整備														
3	3-(6)-①	(1)事務局機能の充実	専門員の配置検討		身近な窓口である支所の機能を充実する必要があります。職員配置と体制を検討する必要があります。	○	○	9人の専門員を配置。蒜山地域は、3支所連携しての事業実施を進めています。真庭市から負担金として9人分の専門員人件費をいただいています。(課題)専門性の向上。社会福祉士の資格取得が進んでいません。	専門員のスキルアップを図り、専門性と必要性について真庭市へ理解を図ります。	○				資質向上に向けスキルアップを図るとともに、効果・効率的に専門員を配置します。		
3	3-(6)-②	(2)理事会・評議員会機能の充実	理事会・評議員会の開催		ガバナンス及び組織基盤の強化に向けての検討が必要です。	○	○	役員研修を行い、ガバナンスの強化に努めます。会議を開催し、円滑な事業運営をはかるため協議、決定します。	組織の根幹に関わる重要な協議を必要とするため、理事会で活発な意見交換ができるよう努めます。また、議決機関としての評議員会となるよう進めます。	○				全員出席を目指し、活発な意見が出るよう配慮していきます。		
3	3-(6)-②	(2)理事会・評議員会機能の充実	社会福祉法人として公益事業への取り組み		法改正に伴い、社会福祉法人として地域における公益的な事業への取り組みが義務化されました。	○	○	H30年8月に真庭地域社会福祉法人連絡会「ささえ愛ネット」を設立。ものバンク、地域食堂の実施をしました。課題として地域ニーズに沿った取り組みを展開していくことです。	市内の具体的なニーズを把握する為関係機関に働きかけ情報を得ることとします。	○				地域における公益的な事業を実施します。		
3	3-(6)-③	(3)会員制度の推進	会員会費の増強		一般会員が減少しています。地域福祉事業を行うための財源を今後も確保していく必要があります。	○	○	H29年度 14,279,700円 一般会費 11,505,700円 特別会費 2,774,000円 加入率 64.4% H30年度 14,313,800円 一般会費 11,427,800円 特別会費 2,886,000円 加入率 64.5% 特別会員は毎年少しずつ増えていますが、一般会員は減少しています。	未加入世帯や自治会への働きかけをし加入推進を勧めます。「ふるさと会員」制度を新設し広報して増強に取り組みます。	○	検討			「ふるさと会員」制度を新設し、一般会費の加入率80%を目指します。		
3	3-(6)-④	(4)経費削減と自主財源の確保	会員会費の増強		一般会員が減少しています。地域福祉事業を行うための財源を今後も確保していく必要があります。	○	○	H29年度 14,279,700円 一般会費 11,505,700円 特別会費 2,774,000円 加入率 64.4% H30年度 14,313,800円 一般会費 11,427,800円 特別会費 2,886,000円 加入率 64.5% 特別会員は毎年少しずつ増えていますが、一般会員は減少しています。	未加入世帯や自治会への働きかけをし加入推進を勧めます。「ふるさと会員」制度を新設し広報して増強に取り組みます。	○	検討			「ふるさと会員」制度を新設し、一般会費の加入率80%を目指します。	再掲	3-(6)-③

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
3	3-(6)-④	共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金の募集		募金額が減少しています。用途を広報していますが、十分に伝えることができていません。広報とともに事業内容の検討の必要があります。	共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金の募集を行います。用途を広報することによって募金額の増額に努め、事業内容の検討を行います。費用対効果を考慮し、経費節減を図ります。	○	○	募金目標額は微増した。事業内容が従来型のものが多く、新たな地域課題へ対応する事業検討が必要な状況にあります。 共同募金等実績 H29年度 合計9,247,666円 共同募金 6,122,441円 歳末たすけあい3,125,225円 H30年度 合計9,047,666円 共同募金 6,239,023円 歳末たすけあい3,180,500円	各支所での積極的な地域課題の掘り起こしと事業見直しについて検討していきます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	新たなニーズに沿って事業を検討し、目標額の達成に努めます。		
3	3-(6)-④	(4)経費削減と自主財源の確保 寄付金(善意銀行)の募集		寄付金額が減少しています。用途を広報していますが、十分に伝えることができていません。	寄付金の募集を行います。用途を広報することにより、寄付金額の増額に努めます。費用対効果を考慮し、経費節減を図ります。	○	○	H29年度 692件 10,574,631円 H30年度 653件 11,380,716円 広報紙にて寄付金の活用方法について掲載し、周知・明確化を図りました。寄付金額がこの10年で約5,000千円減少しています。	寄付金を財源とした事業の見直しが必要です。寄付金活用例などわかりやすい活動のPRをしていきます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	寄付金活用例などわかりやすい活動のPRをし、寄付金の増額を目指します。		
3	3-(6)-④	福祉活動基金の運用		用途を明確にして、実施事業とあわせて広報していくことが必要です。	年1回運営委員会を開催し、有利な運用と有効活用を協議します。	○	○	年1回基金運営委員会を開催し、有利な運用と財源を基にした事業について協議を行いました。運用利息が年々減少しています。	運用利息は減少していますが、安全で有利な運用を行い、福祉事業に活用していきます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	安全で有利な運用をします。		
3	3-(6)-④	真庭市からの補助金確保		補助金が減少しています。事業に見合った補助金の確保が必要です。	真庭市との協議を進め、補助金・委託金の獲得に努めます。	○	○	真庭市補助金については、現在市と協議を行っています。市は、補助金・負担金に加え、事業費補助(委託料等)による助成を検討しています。	地域福祉活動を行う組織として各種事業の推進を行い適正な活動助成が行われる様協議を行っていきます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	今後も市内全域で地域福祉活動を行っていきます。		
3	3-(6)-④	会費・寄付金・共募配分金使途の説明資料作成	(4)経費削減と自主財源の確保	社協だよりやMITで広報を行っていますが、会費・寄付金・共募配分金使途への理解が深まっています。	住民への社協理解を深めるため、わかりやすい説明資料(パワーポイント)の作成を検討します。	○	○	MITにおいて共同募金事業のピーアールDVDを作成し、住民への周知に活用しました。職員でも説明ができる使途説明資料としては整備をしていますが、社協だよりに共同募金財源記事を掲載しています。	今後も各支所の協力により、住民わかりやすい資料の作成を行います。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	会費・寄付金・共同募金配分金の使途説明を、どの分野の職員もできるようにします。	再掲	3-(2)-③
3	3-(6)-④	社協活動・事業紹介資料の作成		社協活動・事業に対する理解・周知が必要です。	社協の活動・事業を紹介する資料を作成します。	○	○	真庭市社協の活動パンフレットをH29年7月に作成し、住民座談会や助けあい会議、福祉委員研修会等で活用しています。必要なチラシ等は随時作成し説明を行っています。	活動パンフレットは今後も社協の事業や啓発用資料として活用していきます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	社協のイメージアップに努めます。		
3	3-(6)-⑤	(5)外部資金の活用 助成金事業への申請実施		車両助成以外の事業財源を確保する必要があります。	民間助成団体へ助成金等の情報収集・検討をし、毎年申請を実施します。	○	○	24時間テレビチャリティ委員会や日本財団等複数の団体へ福祉車両の申請を行いました。	民間団体助成のさらなる拡大、申請の継続を行います。	○	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	事業実施の為の財源確保を目指します。		
3	3-(6)-⑥	(6)職員研修体制の充実 研修体系による研修実施		階層別の職員育成が求められています。	研修計画に基づき、職員研修体制における職場内研修・外部研修等を実施します。	○	○	全体研修、部署ごとの研修、外部研修の受講を実施しています。階層別の職員研修の実施ができていません。	階層別の研修計画に取り組みます。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	指導的職員・管理職員をはじめとした階層別の職員の育成を目指します。		
3	3-(6)-⑦	(7)社協職員のスキル(専門知識・技術)の向上と意識改革の推進 職員個々の研修計画の立案		専門職として職員個人のスキルアップを図る必要があります。	専門性の向上のため、職員個々に研修計画を立て研修を受講します。	○	○	介護職員についてはスキルアップ研修が継続的に行われました。地域福祉、法人運営関係の職員については個別の立案までには至っていません。	専門性の向上に向け、福祉職員の育成に努めます。キャリアパス制度の導入について検討します。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	良質の福祉サービスを提供する福祉職員の育成を目指します。		
3	3-(6)-⑦	社協職員としての全体研修会の実施		職員が増え、社協職員としての意識が薄れています。	全職員対象、またはグループごとに分かれた社協使命、コスト意識、コンプライアンス等の意識を根づかせるような研修会を実施します。	○	○	コスト意識、コンプライアンス等の意識を根づかせるための人事管理制度研修会を毎年開催しました。地域福祉推進における社会福祉協議会の役割と題して、H29年度に全体研修会を行いました。R1年度も開催します。	社協職員としてまた、組織の一員として事業を推進するため全体研修会を定期的に開催します。	○	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 改善継続 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止	○	○	全職員が同じ意識を持ち、地域福祉を語れる(説明できる)ようにします。		

基本目標	推進目標・推進項目	事業名	新事業	課題・問題点	事業内容	H29	H30	主な成果と課題	課題解決に向けた取り組み	H31	今後の方向性	R2	R3	最終目標	再掲	再掲番号
3	3-(6)-⑧	(8)施設の管理運営		指定管理施設の管理・運営	効率的な運営及び次期指定管理業務の検討が必要です。	指定管理施設を受託し、管理・運営します。真庭市との協議を進めながら、次期指定管理の運営について検討します。	○	○	蒜山地域の施設はH30年度から3年間を受託中であり、次期指定については市との協議が必要です。湯原保健福祉センターはR2年度から5年間の受託予定となっています。	真庭市へ受託期間途中の見直し協議を申し立てています。	○			効率的な管理運営に努め、見直し等の検討をします。		
3	3-(6)-⑧			落合老人福祉センターの管理・運営	支所・事業所の移転に伴い、継続的な運営が必要です。	老朽化に伴い、大規模修繕等を見据えた積立計画等を含めた運営を検討します。	○	○	落合地区の地域福祉の拠点、介護南事業所として運営しています。修繕費積立2,500千円を確保しています。(課題)建物の床面に傾斜があり、簡単な修繕では解消できない状況です。	土地所有者が市、建物が社協となっており、将来の管理を見据えた検討を実施します。	○	○	落合地区の福祉拠点として、適切な運営を行います。			
3		⑦評価体制の整備														
3	3-(7)-①	(1)地域福祉活動計画進捗状況の管理と評価		年度評価の実施	事業実施状況の評価をすることが必要です。	事業実施状況などを確認し、評価します。	○	○	事業実施による年度評価については必ずしも出来ているとはいえません。	事業企画書による事業計画とともに、事業終了による事業評価を毎年行えるよう進めていきます。	○	○	年度評価を徹底し、進捗状況の管理確認をします。			
3	3-(7)-①			評価委員会の開催		中間、最終年に評価委員会を開催します。			第3次地域福祉活動計画策定時と同様に、各項目ごとに評価シートを作成し、第3次計画見直し時に評価委員会による評価を実施します。	今回は第3次計画中間年として行いますが、次回は第3次計画の最終年に評価を行います。	○	○	第3次計画の評価表(中間年・最終年)を作成します。			
3	3-(7)-①			地域福祉計画との連携	「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は連携を図り、地域福祉を推進していくことが必要です。	真庭市の次期「地域福祉計画」は平成29年度策定予定となっており、次期計画策定に向け「地域福祉活動計画」による事業に基づき、真庭市社会福祉協議会として参画・提言を行います。	参画 ○	連携 ○	真庭市地域福祉計画(2018年度～2023年度)策定時に社協から策定委員会に出席し社協としての提言を行いました。社協策定の地域福祉活動計画は、市の策定する地域福祉計画の実行計画として位置づけられています。	次期地域福祉活動計画策定期間に併せ、地域福祉計画の見直しを提案していくこととします。	連携 ○	○	真庭市の「地域福祉計画」と連携を図ります。			
3	3-(7)-②	(2)事業の評価		評価シートの整備	公正な事業の評価をするために、共通項目が必要です。	事業企画書における評価シートを作成し評価を行いながら、事業の成果や事業効果について分析します。	○	○	「評価・分析・改善方法」として記載した事業企画書により事業の目的や必要性を考慮し予算根拠と併せて作成していますが年度評価については出来ていない状況です。	毎年予算時期、決算時期に併せて評価が行えるよう進めていきます。	○	○	評価シートを作成し、分析等考慮し活用します。			
3	3-(7)-②			PDCAサイクルによる評価の実施	評価シートに基づいた事業の評価をすることが必要です。	事業の必要性や成果を確認し、事業を整理します。	○	○	H29年度から新規事業として「法人後見事業」に取り組んでいます。共同募金事業の内歳末事業で一部事業の見直しを行いました。市からの受託事業について一部見直しの協議を行っていますが、充分とは言えない状況です。	今後も事業の必要性や成果を確認し、縮小や廃止等について協議・検討を進めます。	○	○	社協事業全体について、今後も縮小や廃止について協議を行います。			

# 【資料】

## 社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法人真庭市社会福祉協議会部会・委員会設置規程第8条の規定に基づき、地域福祉活動計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を着実に実行するため、次の各号について協議することによって、地域福祉の更なる推進を図ることを目的とする。

(1) 活動計画の推進状況及び成果の評価

(2) その他活動計画の推進に関し必要な事項

### (役割)

第3条 委員会の役割は、次のとおりとする。

(1) 活動計画の実現に向けた推進状況の把握及び活動成果の評価を行う。

(2) 活動計画の実施を通じて、住民参画・協働の推進、新しい活動の実践、及び活動計画の見直しなどについて提言を行う。

(3) 評価の内容及び結果については、随時、会長へ報告する。

### (構成)

第4条 委員会は、委員10人以内で構成し、次の各号から会長が委嘱する。

(1) 活動計画策定委員

(2) 真庭市社会福祉協議会役員

(3) 行政・公的機関の役職員

(4) 学識経験者

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

2 選出委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

### 第3次地域福祉活動計画見直しにかかる評価委員名簿

	所 属	氏 名
1	美作大学生活科学部社会福祉学科特任教授	小坂田 稔
2	地域代表者(落合地区) 真庭市社会福祉協議会理事	沼 憲
3	地域代表者(久世地区) 真庭市社会福祉協議会評議員	福井 孝行
4	地域代表者(八束地区) 真庭市社会福祉協議会評議員	小谷 宣好
5	真庭市民生児童委員協議会会長 真庭市社会福祉協議会理事	三船 昌行
6	学識経験者、真庭市社会福祉協議会副会長	山口 博重
7	学識経験者、真庭市社会福祉協議会評議員	庄司 憲子
8	真庭市健康福祉部長、真庭市社会福祉協議会理事	上島 芳広

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会 組織図

